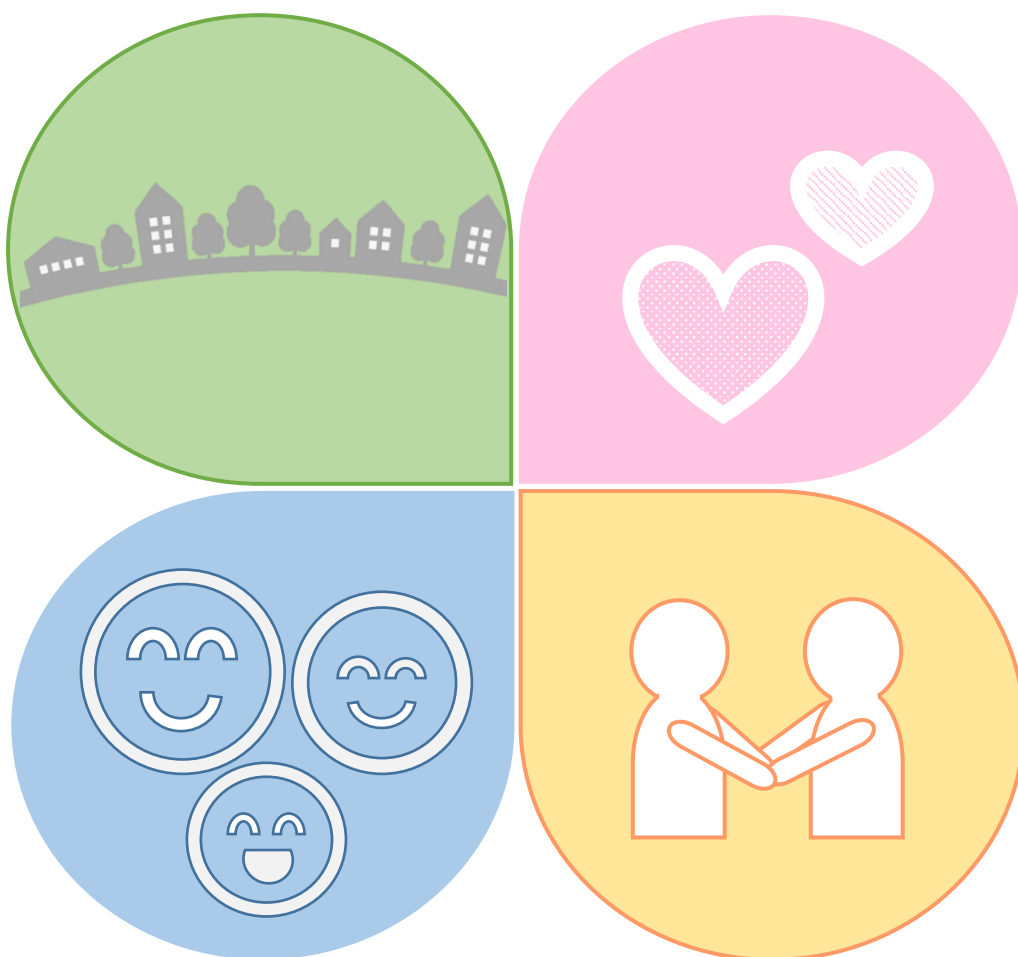


第 7 期

仙北市高齢者福祉計画

平成30年度 ～ 平成32年度
(2018年度 ～ 2020年度)

笑顔・安心・支え合い



平成30年3月



秋田県 仙北市

はじめに

豊かな経験と知識を持った高齢者の方々が、地域社会を支える重要な一員として生きがいを持ち、いつまでも健康で活躍していただくことは、私たち市民全ての願いです。

第7期仙北市高齢者福祉計画は、高齢者のみに特化することなく、すべての市民の尊厳保持と自立した生活支援を目的として、地域の包括的な支援・サービス提供体制である、「地域包括ケアシステム」構築の実現に向け中長期的な計画の第2期目の計画となります。

「地域包括ケアシステム」の基盤整備として行ってきた第6期計画の取り組みを継続し、高齢者・障がい者・子どもなど全ての市民が、それぞれの立場を我がこととして捉え、支え合い活躍できる地域共生社会の実現に向け、「地域包括ケアシステム」を深化・推進する必要があります。

本計画は、前期計画基本理念の「笑顔・安心・支え合い」を継承し、「第2次仙北市総合計画」の健康福祉医療部門としての基本目標である、「優しさあふれ健やかに暮らせるまち」づくりを目指すものです。たとえ介護が必要になっても、「いつまでも笑顔で、安心して、望む地域で生活が継続できる、支え合いの地域づくり」を目指します。

本計画の推進にあたりましては、市民の皆さまをはじめ、関係機関の皆さま、事業者の皆さま方との協働が不可欠です。引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、仙北市高齢者福祉計画策定委員の皆さま、関係機関の皆さまから貴重なご意見やご提言、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

平成30年3月

仙北市長 門 脇 光 浩

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨及び仙北市の現状	1
2. 計画の性格・関連諸計画との位置付け	5
3. 介護保険制度改正のポイント	7
4. 計画の期間	9
5. 計画の策定体制と経緯	10
6. アンケートの結果について	11

第2章 第6期計画の実施状況と課題

1. 第6期計画の実施状況	21
（1）計画目標1：安心して自立した生活の支援体制	22
1）生活支援サービスの充実	22
2）今後の生活支援サービス	26
3）地域の見守り体制	27
4）高齢者の健康づくりについて	27
5）災害発生時の安全確保	28
（2）計画目標2：生きがいをもち、いきいきと生活する	29
1）高齢者の社会参加について	29
（3）計画目標3：地域でいつまでも元気で生活できる	32
1）包括支援センターの充実	32
2）在宅医療・介護の連携	34
（4）計画目標4：要介護者を支える体制をつくる	35
1）介護保険施設等の整備	35
2）認知症の方を支える	36
3）介護している家族を支える	37

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念 39
- 2. 目指す姿・基本目標 40
 - (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 40
 - (2) 健康寿命の延伸に向けた健康増進事業の推進 41
 - (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進 41
 - (4) 「地域共生のまち」の推進 41

第4章 第7期施策の取り組み

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 43
- (2) 健康寿命の延伸に向けた健康増進事業の推進 43
- (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進 45
- (4) 「地域共生のまち」の推進 48

【計画策定体制資料】

- 仙北市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱 50
- 第7期仙北市高齢者福祉計画策定委員名簿 51

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

本計画は、平成30年度から32年度までの第7期計画を策定するに当たり、第6期計画における事業の実施状況を総括すると共に、第7期計画策定の視点について記載しています。また、本計画の法的位置づけや関連計画との関係性、策定の過程についても記載しています。

1. 計画策定の趣旨及び仙北市の現状

平成12年度に介護保険制度がスタートしてから17年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けており、国における介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500万人に達し、それに伴い介護が必要な高齢者の生活の支えとなる事業所数も増加しています。

国は「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、高齢者の就労促進や、子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくりのほか、「介護離職ゼロ」に向けた介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上した介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として、25万人の介護人材の確保に総合的に取り組むことなど、介護の環境整備を推進すること、さらに、健康寿命の延伸と介護負担の軽減、障がい者・難病患者・がん患者等の活躍支援、地域共生社会の実現について取り組むべきであることを示しました。

地域共生社会は、“高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会”と定義されています。国は高齢者を地域で支えるための「地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援）」を推進していますが、地域共生社会はこれをより進め、生活をする上で困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みです。

国では地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステムの深化・推進する年度として第7期介護保険事業計画を位置付けています。

本市としても広域組合を構成する、大仙市、美郷町とともに、平成25年度以降、国の方針を踏まえて「地域包括ケアシステム」の推進を念頭に、圏域全体での「介護保険事業計画」、2市1町それぞれに「高齢者福祉計画」を策定し、関連施策を推進しています。

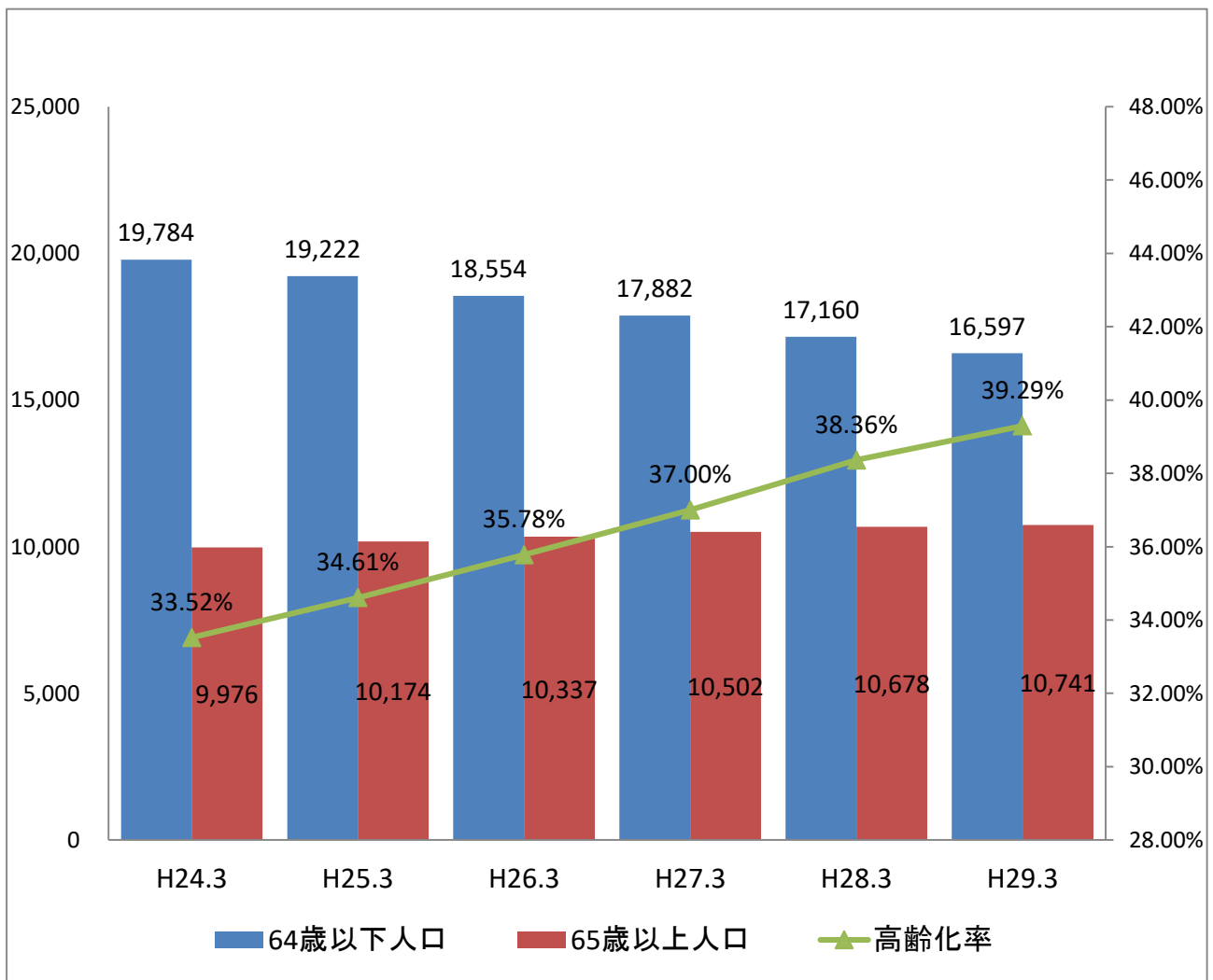
高齢者ができる限り要介護状態にならずに生き生きと地域で暮らせること、要介護状態になっても状態の悪化を防ぎ、できるだけ自立した生活を送れるように、介護保険制度の持続性を維持しつつ、地域の課題を「我がこと」ととらえ、地域「丸ごと」で解決に向けた連携の取り組みの推進が重要となっています。

本市は、できる限り長く住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいなどを一体的に支える地域包括ケアシステムの深化・推進を行うため、広域組合で策定する「第7期介護保険事業計画」と一体的に「第7期仙北市高齢者福祉計画」を策定し、広域組合、大仙市、美郷町と今後も連携を図り進めます。

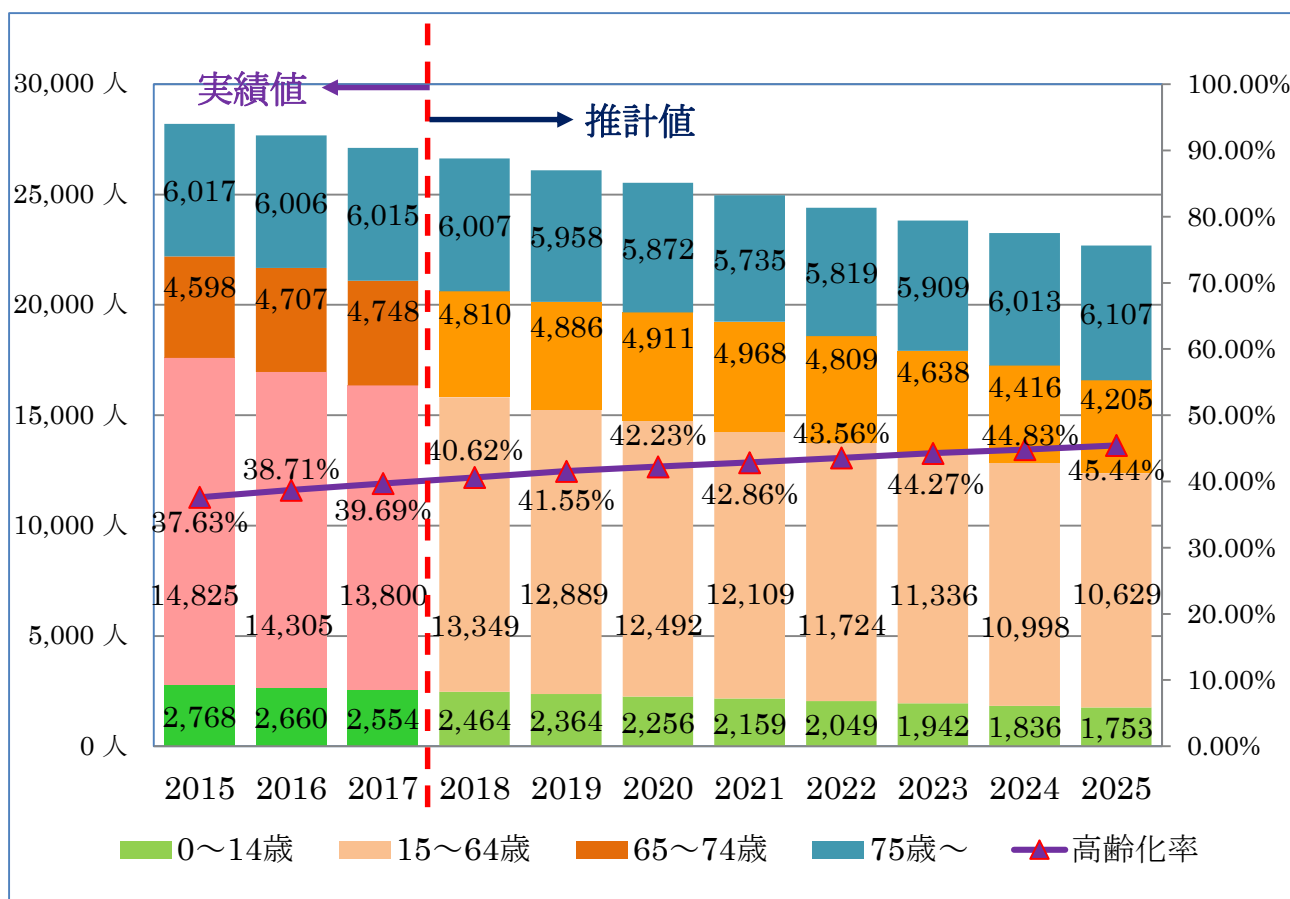
本市においては、平成23年11月に総人口が3万人を割って以来、その後も人口減少が続いています。高齢者人口はほぼ1万人で横ばいとなっている一方、少子化等により生産年齢である15歳～65歳未満の方が急激に減り続けています。そんな中で総人口の減少を、少しでも緩やかなものにしていくことが大きな課題となっており、仙北市総合計画においても推進を強化する方針となっています。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、高齢者の中でも75歳以上の後期高齢者人口の増加が本市の特徴であり、少しでも若い世代から介護予防を行うことにより「健康寿命」を延伸し、高齢であっても住み慣れた地域で元気に自立して生活ができる状態をつくり上げることが重要です。

図表 1-1 仙北市の人口と高齢化率の推移



図表 1-2 年齢階層別人口推計と高齢化率の推移



図表1-3 高齢者世帯の推移

平成27年度～平成29年度仙北市の高齢者世帯数・世帯割合状況

(各年：7月1日現在)

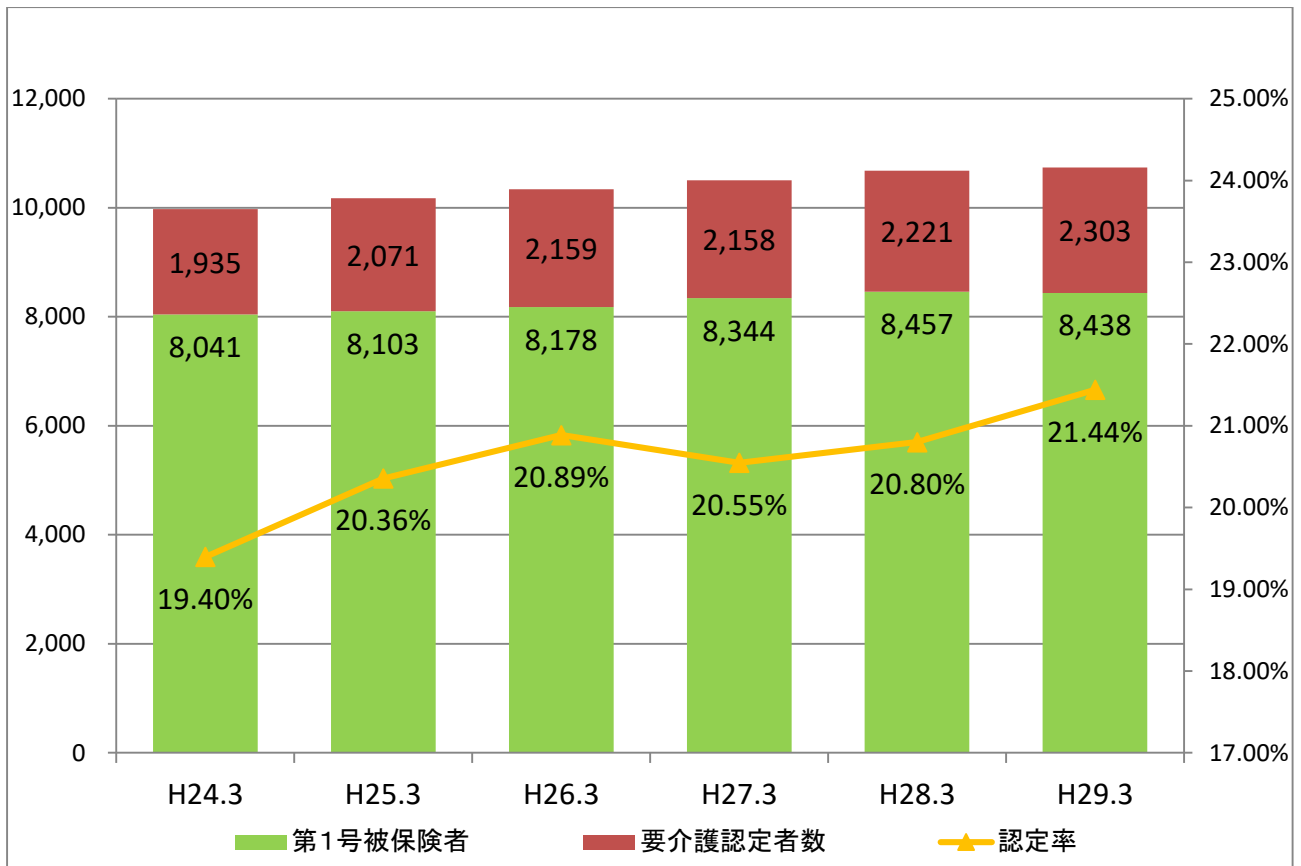
	総世帯数	65歳以上の高齢者だけの世帯							
				ひとり暮らし（人＝世帯）				2人以上の世帯	
		世帯数	割合	男	女	計	割合	世帯数	割合
H27年度	9,763	3,191	32.7%	516	1,343	1,859	19.0%	1,332	13.6%
H28年度	9,679	3,292	34.0%	548	1,351	1,899	19.6%	1,393	14.4%
H29年度	9,487	3,413	36.0%	581	1,373	1,954	20.6%	1,459	15.4%

※データは秋田県ホームページ（美の国秋田）より取り込み作成。

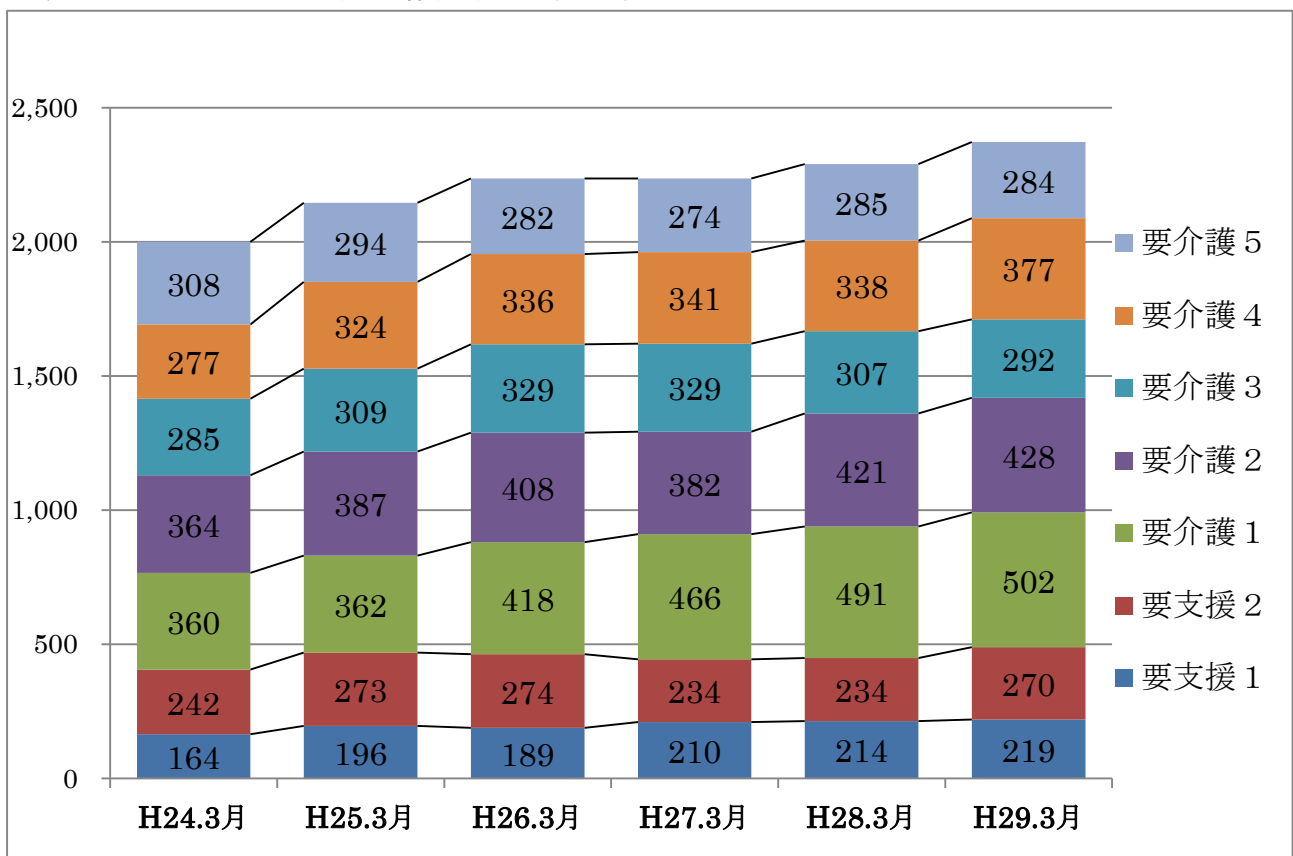
※65歳以上の高齢者だけの世帯数には、施設に入所している高齢者は含んでいない。

高齢者福祉計画は、第6期では超高齢社会のニーズ等を視野に入れ、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活できるまちを目指し、取り組むべき方向性を示し進めてきました。第7期では、第6期計画を評価・検証し、国の示す基本指針に基づき、高齢者が住み慣れた地域で穏やかに、いきいき暮らせるように、地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境や仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

図表 1-4 第1号被保険者数と要介護認定者数・認定率の推移



図表 1-5 仙北市内の要介護認定者数の推移



2. 計画の性格・関連諸計画との位置付け

(1) 計画の性格

高齢者福祉計画

すべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉政策全般を範囲とする計画。

介護保険事業計画（広域組合で策定）

65歳以上の要介護等認定者（40～64歳における老化が原因とされる特定疾病も含む）が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画。

(2) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法第117条に基づいた「市町村介護保険事業計画（大曲仙北広域市町村圏組合で策定）」を一体的なものとして策定しています。

【高齢者福祉計画の法的位置付け】

老人福祉法 第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という)を定めるものとする。

【介護保険事業計画の法的位置付け】

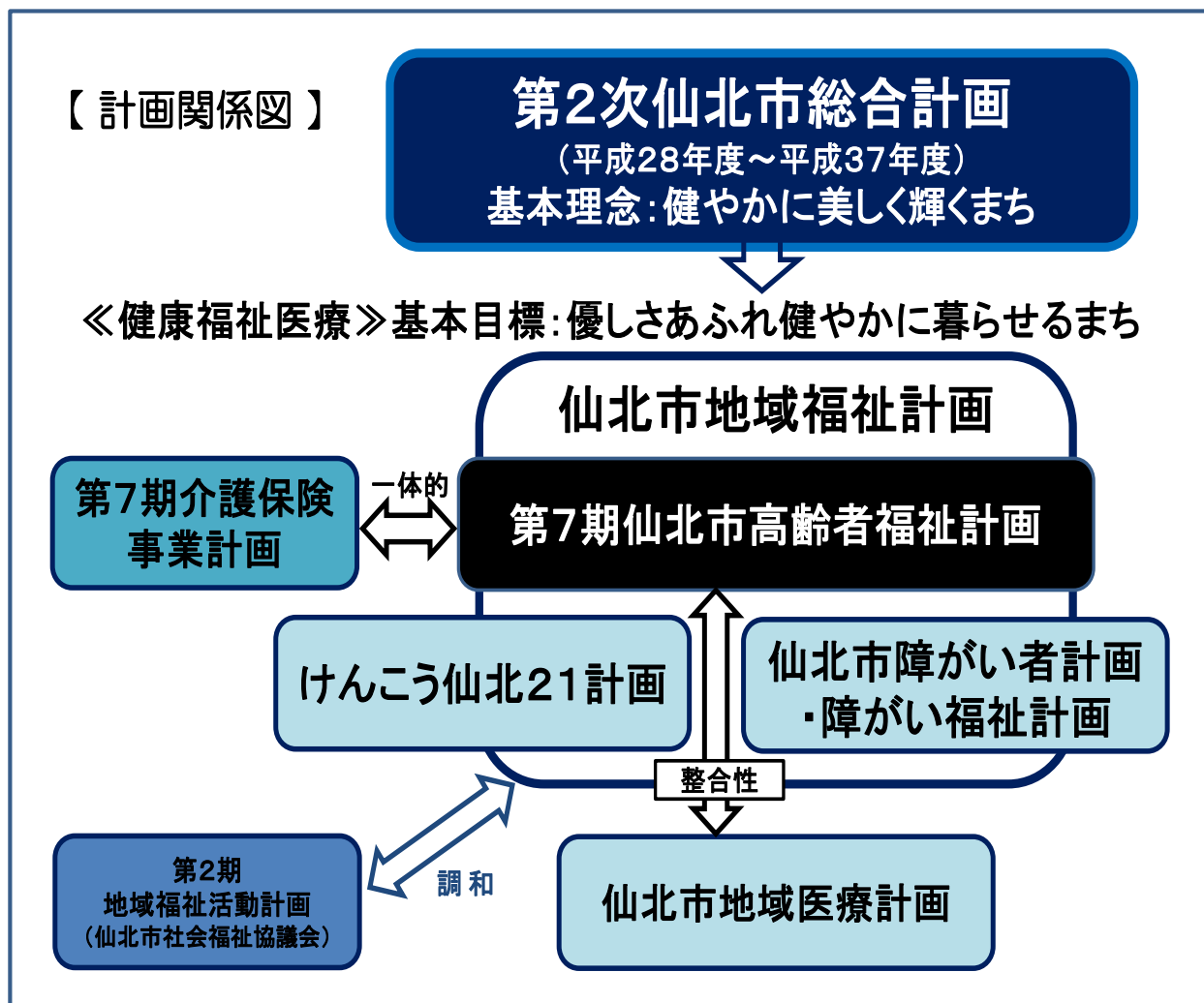
介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という)を定めるものとする。

(3) 関連諸計画との位置付け

1) 本市の「第2次仙北市総合計画」と「仙北市地域福祉計画」を上位計画として策定される分野別計画であり、「仙北市障がい者計画・障がい福祉計画」、「けんこう仙北21計画」、「仙北市地域医療計画」と整合性を図り、また、他の関連計画との調和に配慮しています。

図表 1-6 高齢者福祉計画と関係計画とのイメージ図



2) 本計画は、秋田県が平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間として策定する、「秋田県第7期介護保険事業支援計画・第8期老人福祉計画」、「秋田県医療介護総合確保事業計画」、「秋田県医療保険福祉計画」などと、整合性のとれた計画としています。

3) 本計画は、「第6期仙北市高齢者福祉計画」の高齢者施策の達成状況、課題や問題点を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えたものとしています。

3. 介護保険制度改正のポイント

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据え、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すること、要介護状態となることへの予防、要介護状態等の軽減・悪化防止に取り組むことといった介護保険制度の基本部分の維持に加えて、質の高いサービスを提供し、かつ人材と財源の重点化・効率化に取り組むことによって、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

今回の介護保険制度の改正では、高齢者の自立支援と要支援・要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮しています。

また、介護家族にも配慮するとともに、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、下記のような考え方が示されています。

【「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容】

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
 - ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
 - ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・医療・介護の連携等に関し都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
 - ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）平成30年8月～
- 2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）平成28年8月分～

III その他

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 認知症施策の推進
- 3 居宅サービス事業者等の指定に対する保険者の関与強化
- 4 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
- 5 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直し

～ 「地域包括ケアシステム」の深化・推進 ～

団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を目途に、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供されるのが地域包括ケアシステムです。

地域包括ケアシステムは、市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要なことから、今後も地域住民、ボランティア団体等の関係機関とネットワークを一層強化した地域包括ケアシステムの深化・推進により、地域共生社会の実現を目指していきます。

図表 1-7 地域包括ケアシステムの姿

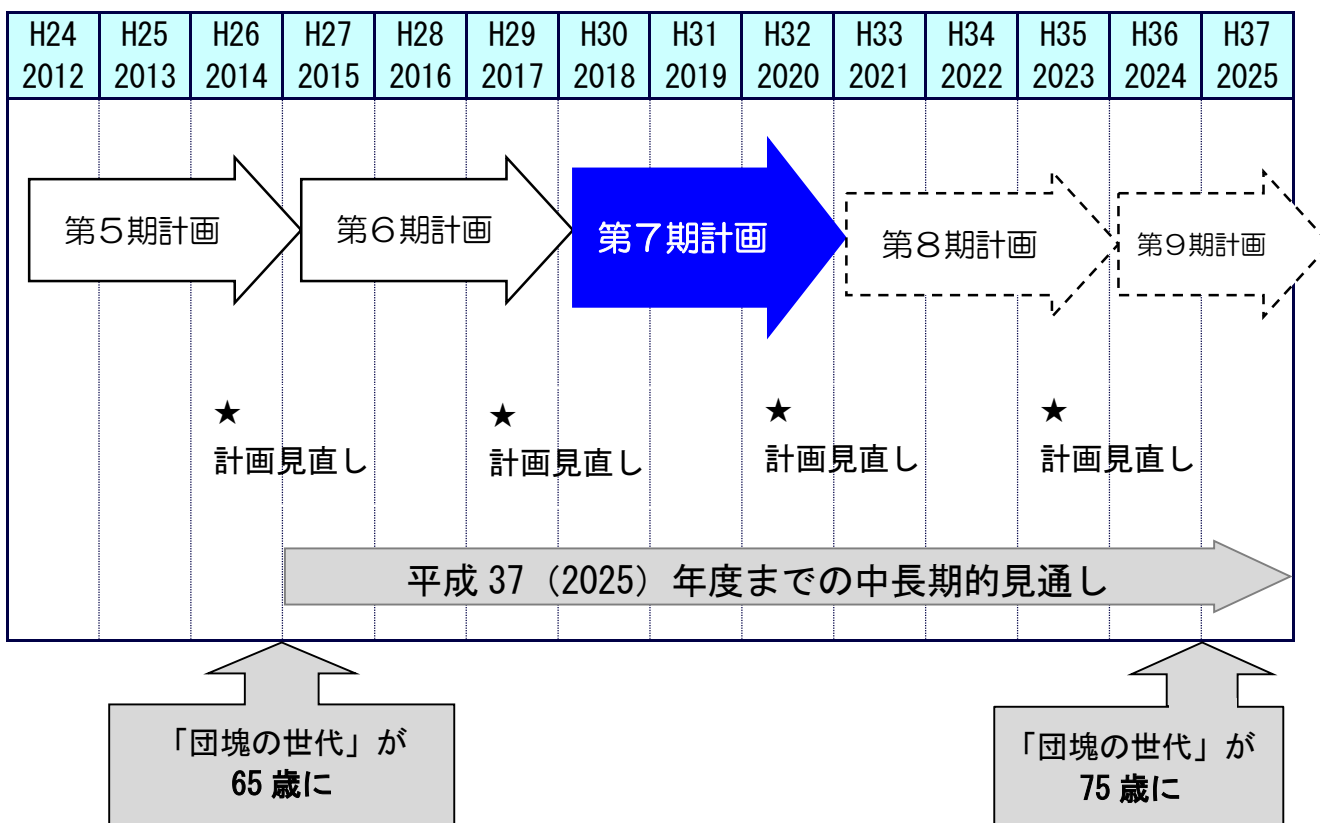


4. 計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37(2025)年度を見据えつつ、平成30(2018)～平成32(2020)年度までの3か年の計画として策定します。

計画の実施状況の把握と進行管理については、毎年度、計画の点検・評価を行い、課題を分析しながら進め、その結果を次期計画の見直しを行う際に反映していきます。

図表 1-8 仙北市高齢者福祉計画の期間



＜策定委員会の設置・開催＞

高齢者福祉計画の策定に当たっては、仙北市高齢者福祉計画策定委員会を設置し、計画（案）について審議を行います。策定委員は、被保険者の代表や医療・保健・福祉・介護・行政各関係者から編成することとなっています。

5. 計画の策定体制と経緯

(1) 策定委員会の設置・開催

本計画の策定にあたっては、「第7期仙北市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、委員の皆様から骨子案作成前に意見等をいただき、事務局で骨子案を提案し審議を行います。

委員は、被保険者代表や医療・保健・福祉関係者、介護サービス事業者などから編成し、様々な見地からの意見が計画に反映できるよう進めます。

(2) 一般高齢者、要介護認定者の意見の反映

市民の意見については、広域組合を構成する大仙市、仙北市、美郷町において、第7期介護保険事業計画の進行管理及び今後の施策へ反映するための基礎資料作成を目的として実施した、「高齢者福祉と介護保険に関する調査」（在宅の要介護認定者）と「日常生活圏域ニーズ調査」（一般高齢者）とを活用して進めました。

■調査実施時期

平成29年6月16日～6月30日（7月14日までの返送票含む）

■調査対象者

地域バランスを考慮し、無作為抽出した一般高齢者の方（65歳以上）と要介護認定者の方（サービス未利用者を含む）各250人

■調査方法

郵送配付・郵送回収

■回収結果

図表 1-9 高齢者福祉と介護保険に関する調査

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
仙北市	250人	172人	172人	68.8%
住所不明		6人	6人	
合 計	250人	178人	178人	71.2%

※11ページ～14ページまで

図表 1-10 日常生活圏域ニーズ調査

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
仙北市	250人	189人	189人	75.6%

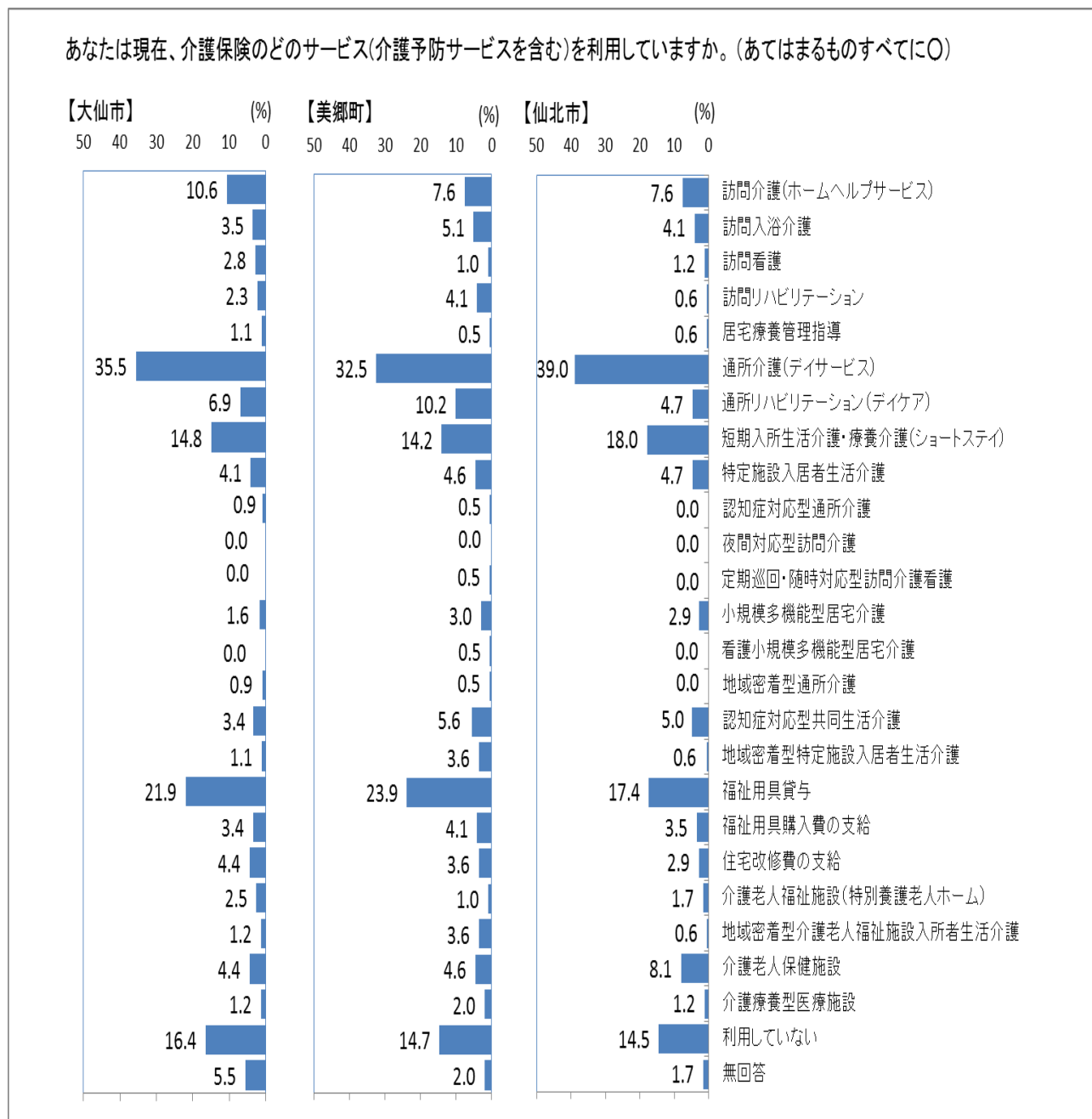
※15ページ～20ページまで

6. アンケートの結果について

高齢者福祉と介護保険に関する調査（在宅の要介護認定者）結果（抜粋）

（１）サービスの利用状況について

①介護・介護予防サービス利用状況 図表 1-11

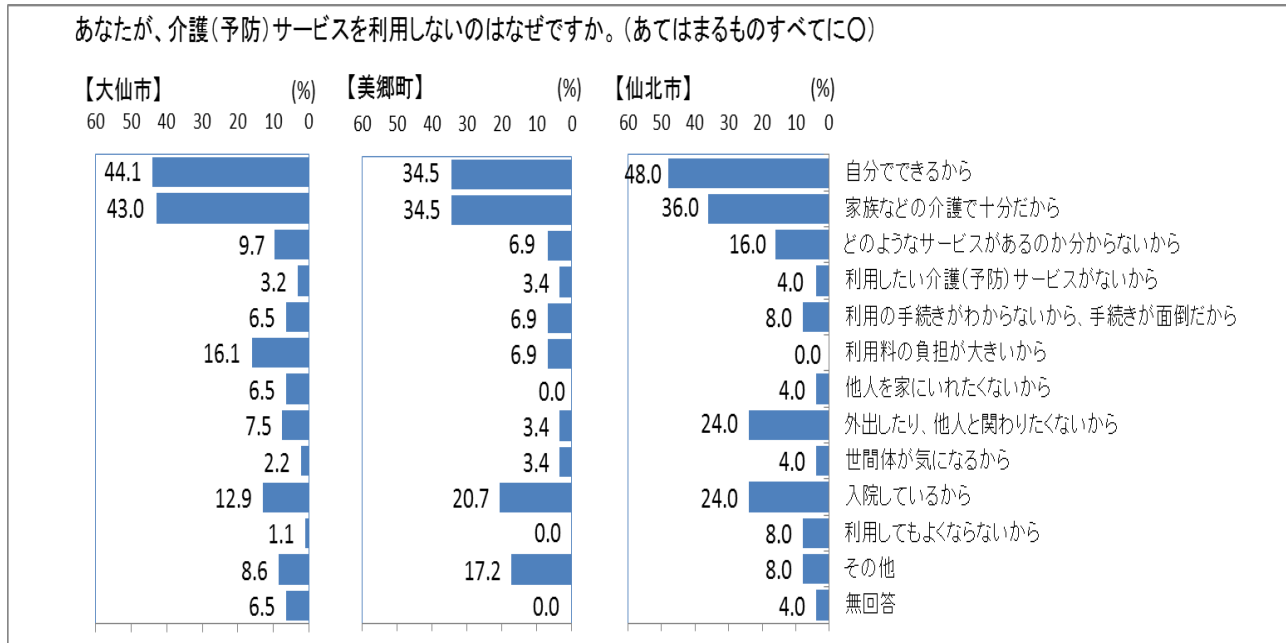


現在の介護・介護予防サービスの利用状況をたずねたところ、仙北市では「通所介護(デイサービス)」が39.0%と最も多く、以下、「短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)」(18.0%)「福祉用具貸与」(17.4%)、「介護老人保健施設」(8.1%)「訪問介護(ホームヘルプサービス)」(7.6%)となっています。

一方、要介護認定を受けている中で、「利用していない」は14.5%となっています。

生活圏域別にみると仙北市では「通所介護(デイサービス)」の利用が約4割と他市町に比べてやや多くなっています。

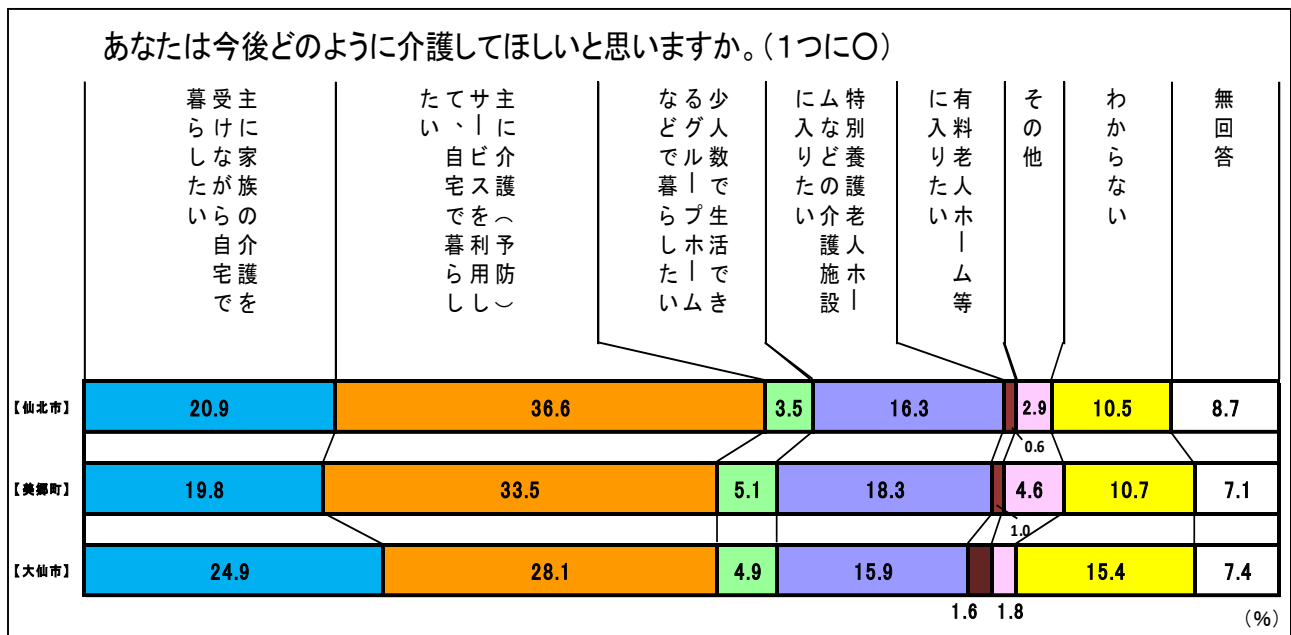
②介護サービスを利用しない理由 図表 1-12



介護・介護予防サービスを利用していない人にその理由をたずねたところ、仙北市では「自分でできるから」が(48.0%)と最も多く、次いで「家族などの介護で十分だから」が36.0%となっています。仙北市では他市町に比べ、「外出したり、他人と関わりたくないから」(24.0%)、「どのようなサービスがあるかわからないから」(16.0%)、「利用してもよくならないから」(8.0%)の割合が高くなっています。

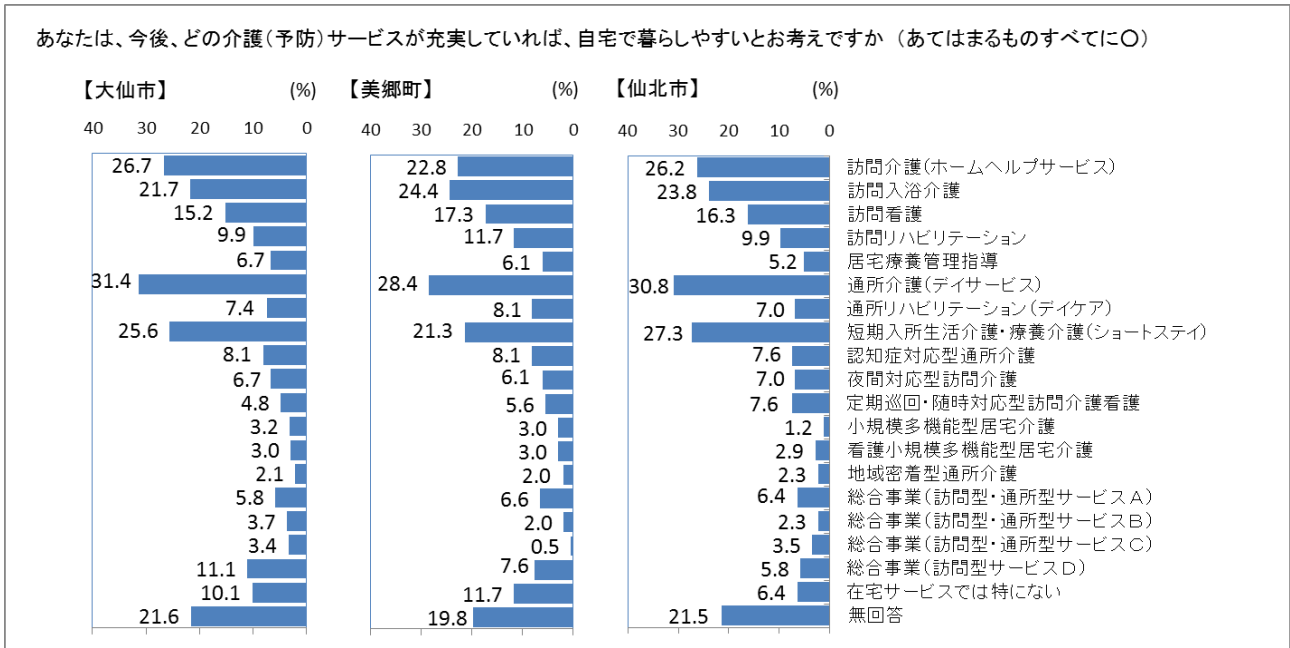
(2) 介護保険制度や介護に対する意向について

①今後の介護の意向 図表 1-13



今後の介護の意向についてたずねたところ、仙北市では「主に介護サービスを利用して自宅で暮らしたい」が36.6%で最も多く、次いで「主に家族の介護を受けながら、自宅で暮らしたい」(20.9%)となっており、『自宅で介護を受けたい』と考える人の割合は57.5%で他の市町より高くなっています。

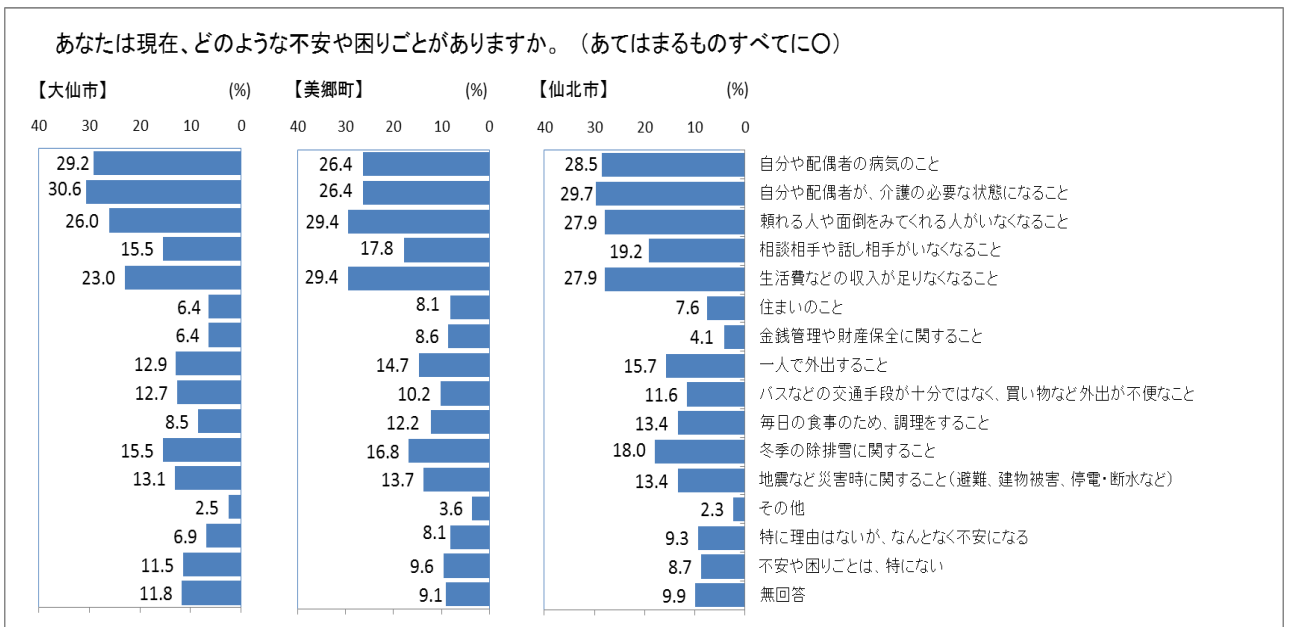
②在宅生活のために充実すべき介護保険サービス 図表 1-14



在宅生活のために充実すべき介護保険サービスについてたずねたところ、仙北市では「通所介護(デイサービス)」が30.8%と最も多く、以下「短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)」(27.3%)と「訪問介護(ホームヘルプサービス)」(26.2%)、訪問入浴介護(23.8%)となっています。

(3) 日常の悩みなどについて

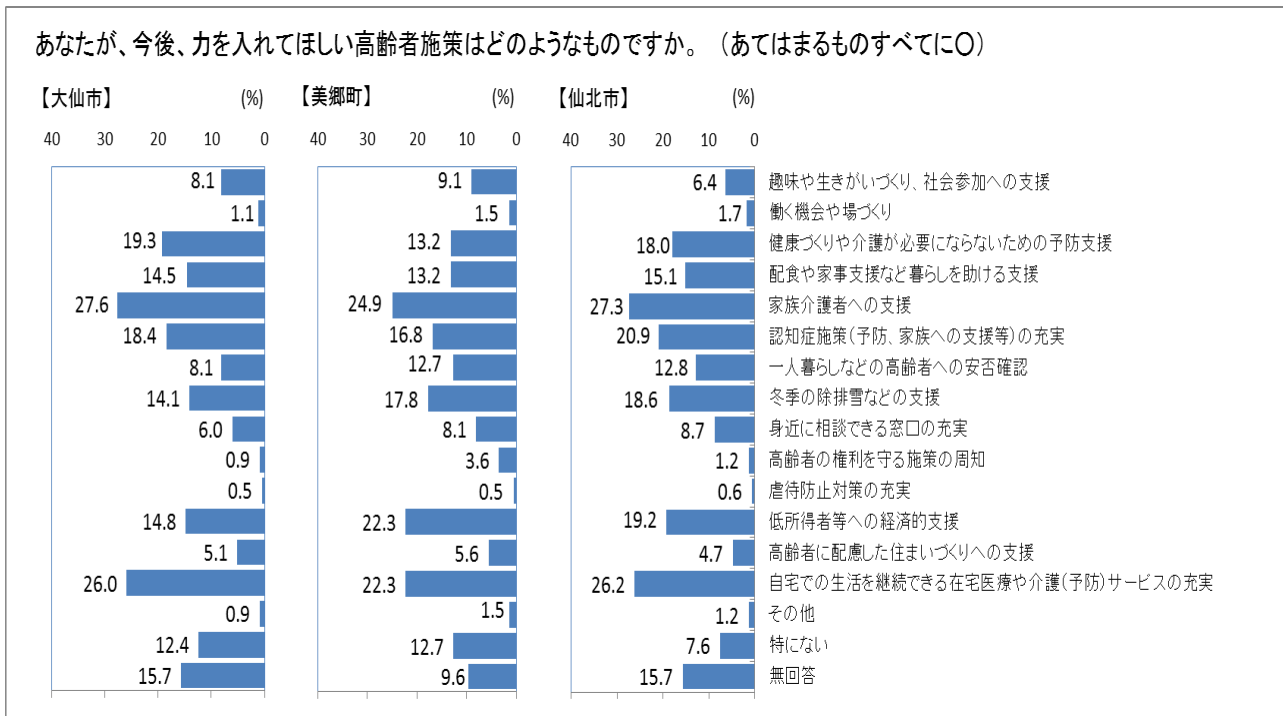
①現在の不安や困りごと 図表 1-15



現在の不安や困りごとについてたずねたところ、仙北市では「自分や配偶者が、介護の必要な状態になること」が29.7%と最も多く、以下「自分や配偶者の病気のこと」(28.5%)、「頼れる人や面倒をみてくれる人がいなくなる」「生活費などの収入が足りなくなる」(27.9%)、「相談相手や話し相手がいなくなる」(19.2%)となっています。

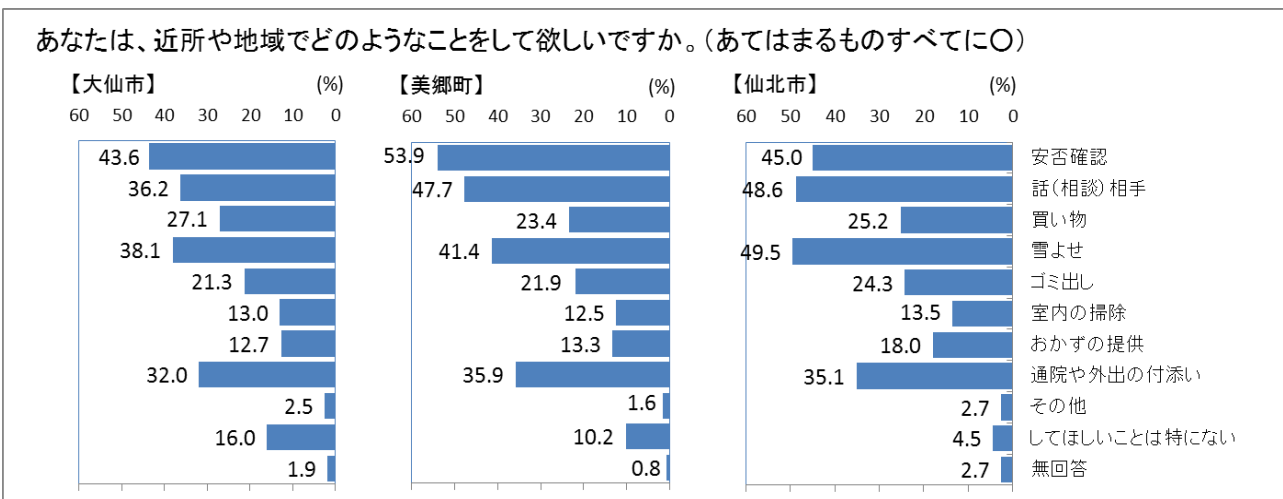
（４）高齢者施策全般について

①今後、より充実してほしい高齢者施策 図表 1-16



今後力を入れるべき高齢者施策についてたずねたところ、仙北市では「家族介護者への支援」が27.3%で最も多く、以下「自宅での生活を継続できる在宅医療や介護（予防）サービスの充実」（26.2%）、「認知症施策（予防、家族への支援等）の充実」（20.9%）、「低所得者等への経済的支援」（19.2%）となっています。他の市町に比べて、「認知症施策（予防、家族への支援等）の充実」、「冬季の除排雪などの支援」（18.6%）の割合が高くなっています。

②近所や地域でどのようなことをして欲しいか 図表 1-17



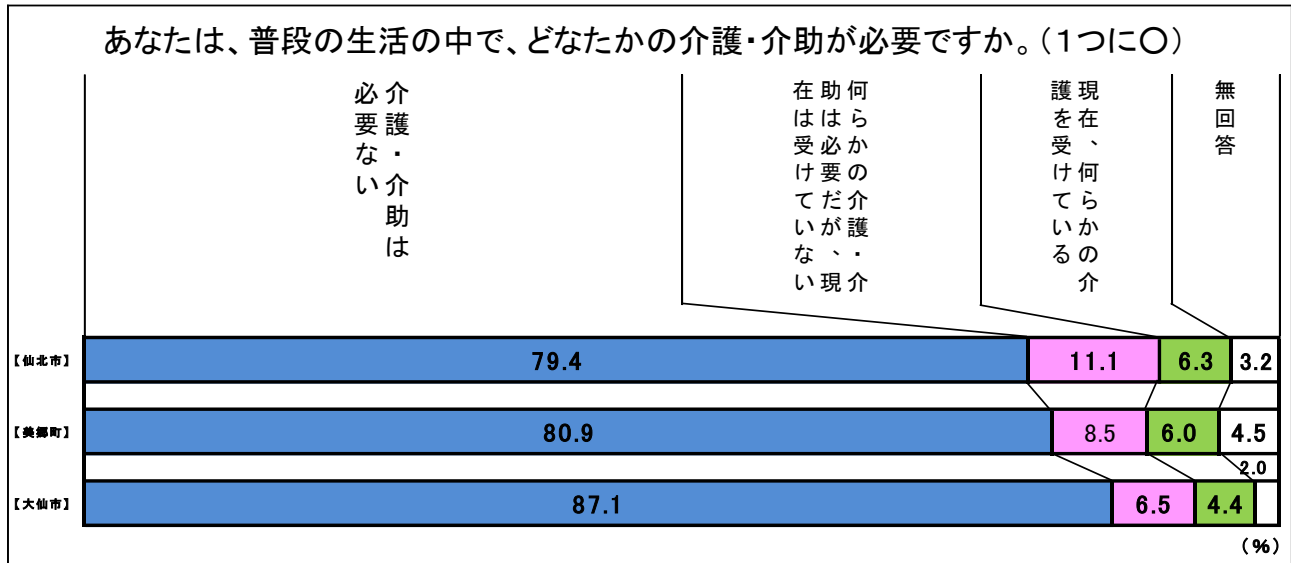
近所や地域でどのようなことをして欲しいかをたずねたところ、仙北市では「雪よせ」と答えた方が49.5%と最も多く、以下「話（相談）相手」（48.6%）、「安否確認」（45.0%）、「通院や外出の付添い」（35.1%）となっています。

仙北市は他市町に比べて「雪よせ」や「話（相談）相手」の割合が高く、「買い物」や「ゴミ出し」、「おかずの提供」など、生活支援を求める声も多くあります。

日常生活圏域ニーズ調査（65歳以上の一般高齢者）結果（抜粋）

（１）生活の状況について

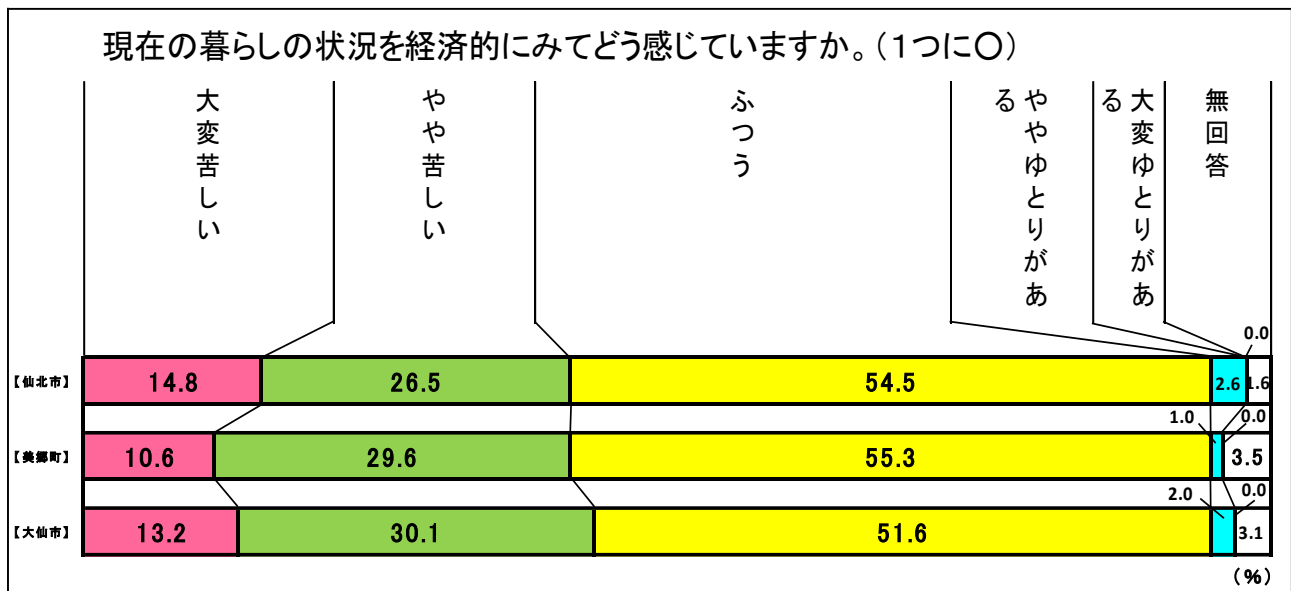
①介護・介助の必要性 図表 1-18



普段の生活の中で介護・介助の必要性をたずねたところ、仙北市では「介護・介助は必要ない」人が79.4%を占めています。

一方、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（11.1%）、「現在、何らかの介護・介助を受けている」（6.3%）を合わせた『何らかの介護・介助が必要』な人の割合は17.4%で、美郷町（12.5%）、大仙市（10.9%）を上回っています。

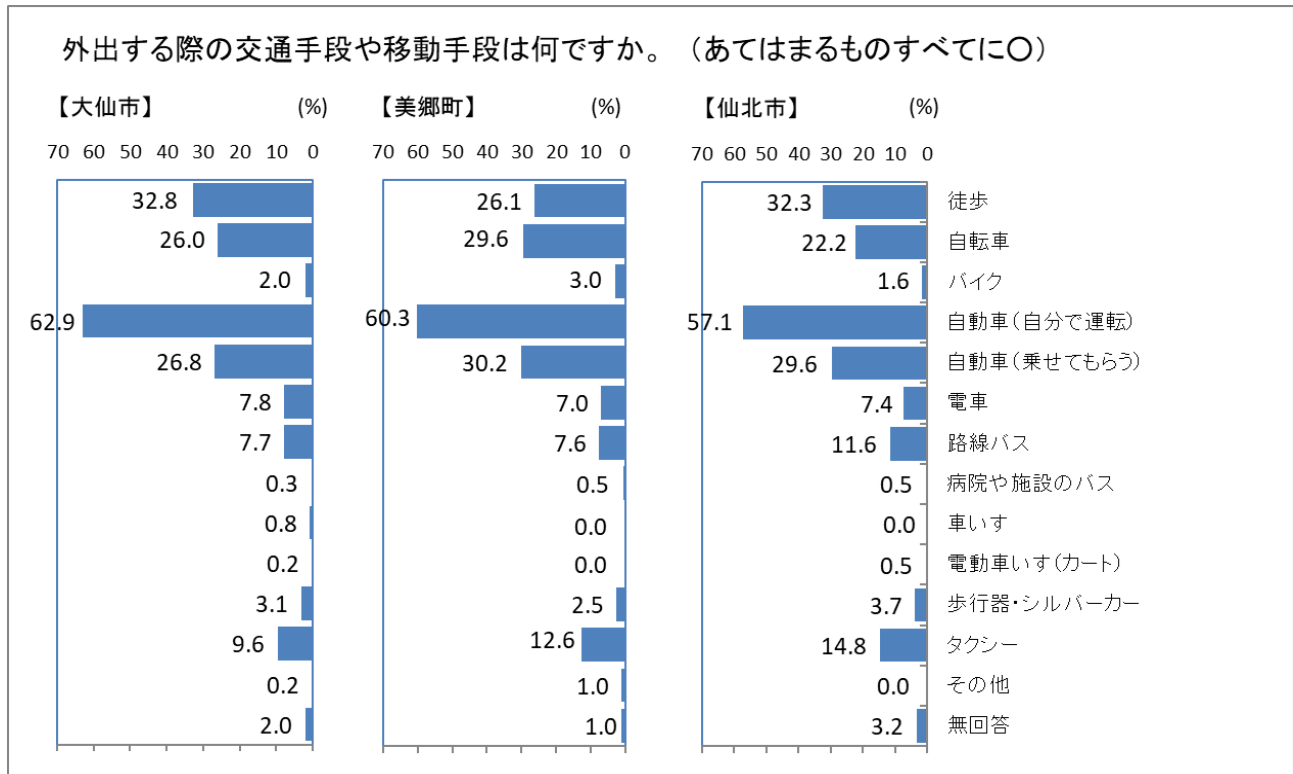
②経済的にみた暮らしの状況 図表 1-19



暮らしの状況を経済的にみてどう感じているかたずねたところ、仙北市では「ふつう」が54.5%と最も多く、以下「やや苦しい」（26.5%）となっており、「大変苦しい」（14.8%）を合わせた『苦しい』と感じている人は、全体の4割を超えています。

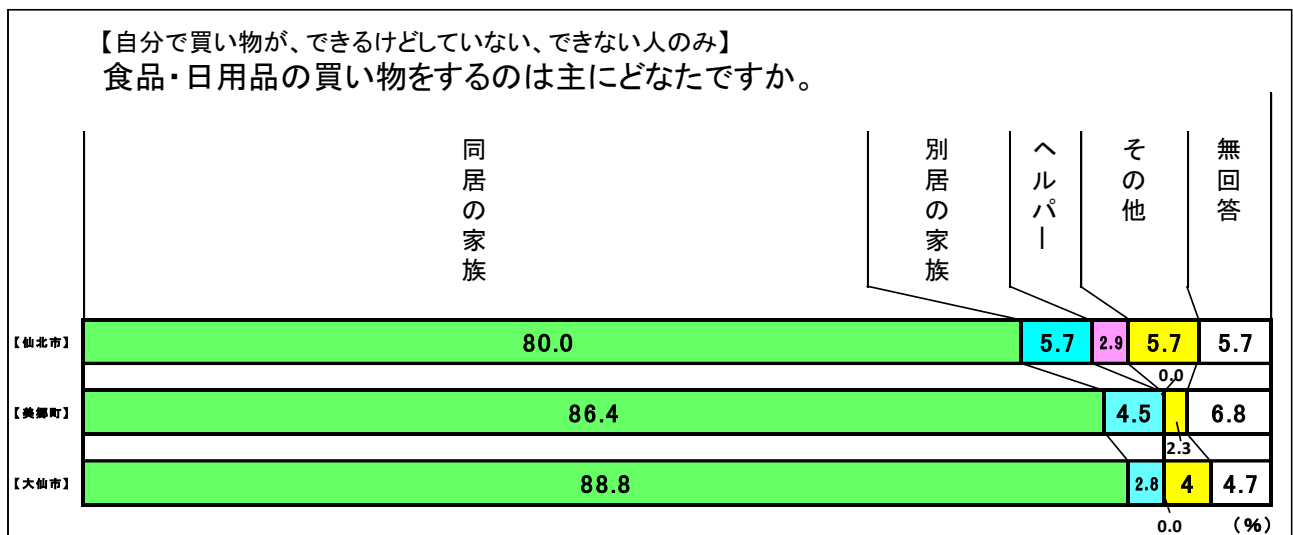
一方、「ややゆとりがある」（2.6%）と「大変ゆとりがある」（0.0%）を合わせた『ゆとりがある』人は2.6%となっています。

③外出する際の交通手段や移動手段 図表 1-20



外出する際の移動手段をたずねたところ、仙北市では「自動車（自分で運転）」と答えた人が 57.1%で最も多く、以下、「徒歩」（32.3%）、「自動車（乗せてもらう）」（29.6%）、「自転車」（22.2%）、「タクシー」（14.8%）などとなっており、仙北市は他の市町に比べて「タクシー」、「路線バス」の割合がやや高くなっています。

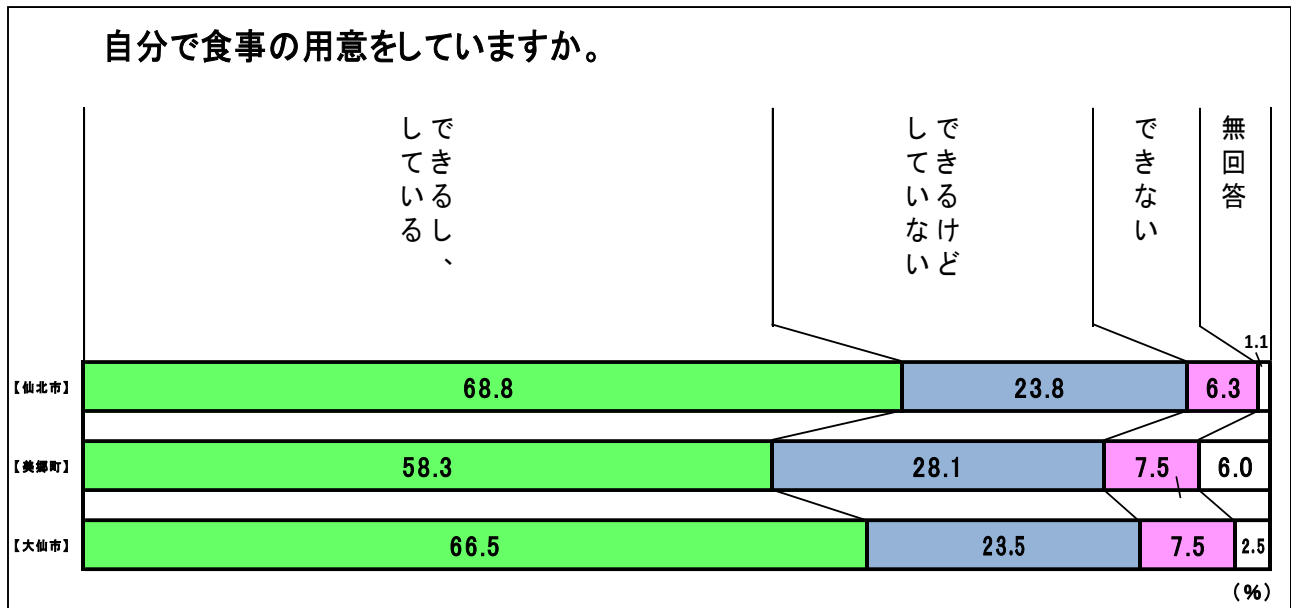
④主に日用品の買い物をする人 図表 1-21



自分で買い物が、できるけどしていない、できない人に食品・日用品の買い物をする人についてたずねたところ、仙北市では「同居の家族」が 80.0%と最も多く、以下、「別居の家族」、「その他」（5.7%）、「ヘルパー」（2.9%）となっています。

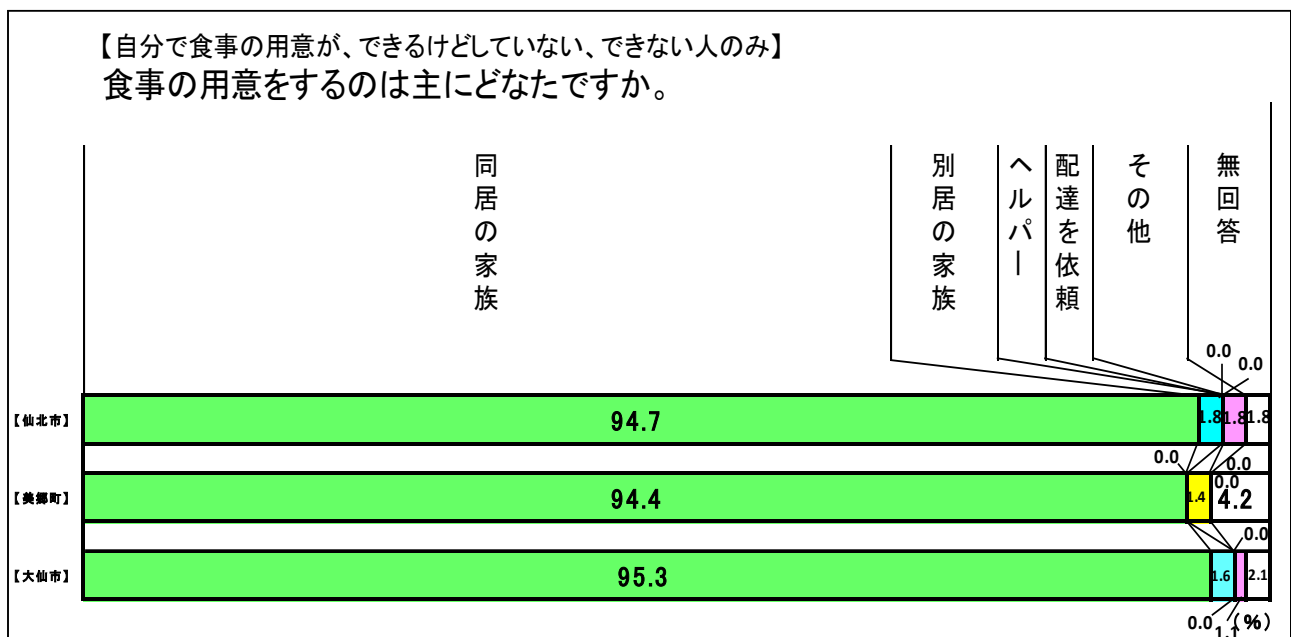
仙北市は、他市町に比べて「同居の家族」の割合が低く、「別居の家族」の割合がやや高くなっており、「ヘルパー」に買い物を依頼するケースも見受けられます。

⑤自分で食事の用意をしているか 図表 1-22



自分で食事の用意をしているかをたずねたところ、仙北市では「できるし、している」人が68.8%と最も多く、他市町と比べて『食事の用意をしている人』の割合は高いが、「できるけどしていない」(23.8%)、「できない」(6.3%)を合わせた『食事の用意をしない人』の割合が3割を超えています。

⑥主に食事の用意をする人 図表 1-23

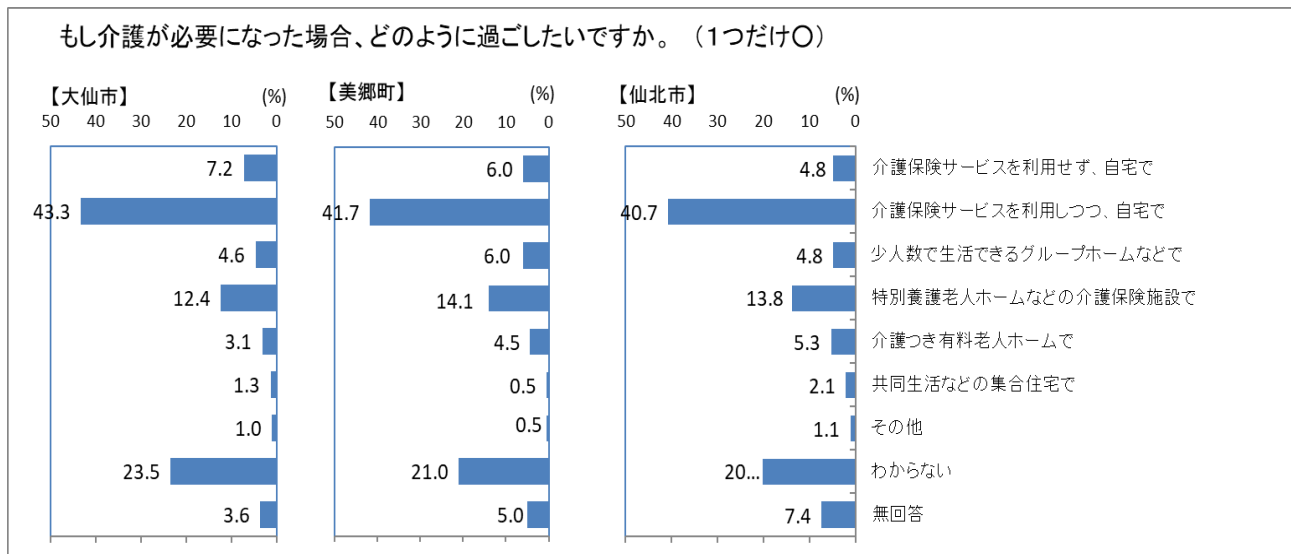


自分で食事の用意をしない人に、主に食事を用意する人をたずねたところ、圏域全体で9割以上の人「同居の家族」となっています。

仙北市では「同居の家族」(94.7%)、以下「別居の家族」(1.8%)、「その他」(1.8%)となっており、他市町と大きな違いはみられません。

(2) 介護保険制度について

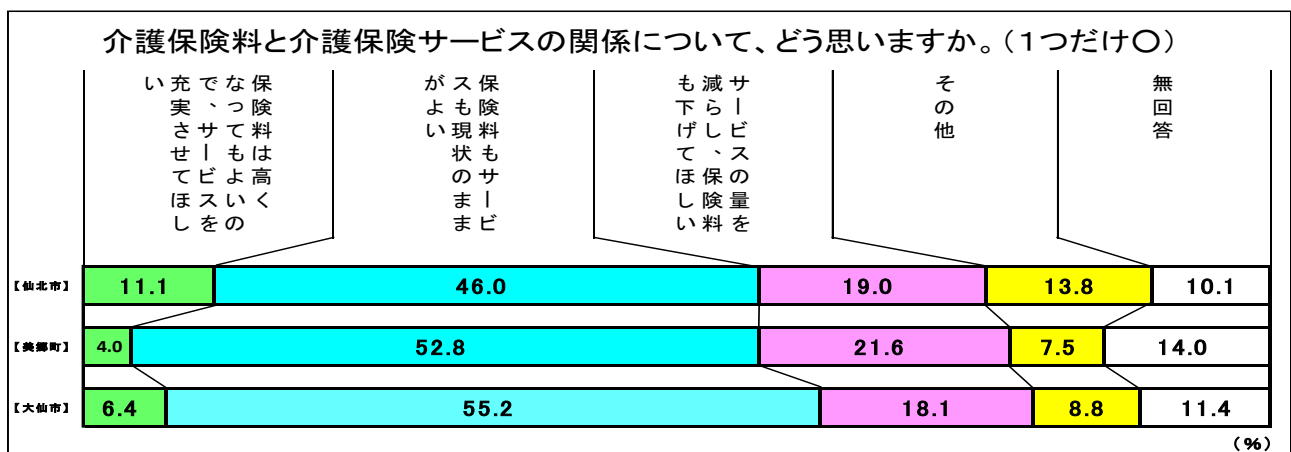
①介護が必要になった場合、希望する過ごし方 図表 1-24



介護が必要になった場合、どのように過ごしたいかをたずねたところ、仙北市では「介護保険サービスを利用しつつ、自宅で」が 40.7%と最も多く、「介護保険サービスを利用せず、自宅で」(4.8%)を合わせた『自宅で暮らしたい』人は 45.5%となっています。

一方、「特別養護老人ホームなどの介護保険施設で」(13.8%)、「介護つき有料老人ホームで」(5.3%)、「少人数で生活できるグループホームで」(4.8%)、「共同生活などの集合住宅で」(2.1%)を合わせた『自宅以外』を望む回答は 26.0%となっており、「わからない」は 20.1%となっています。

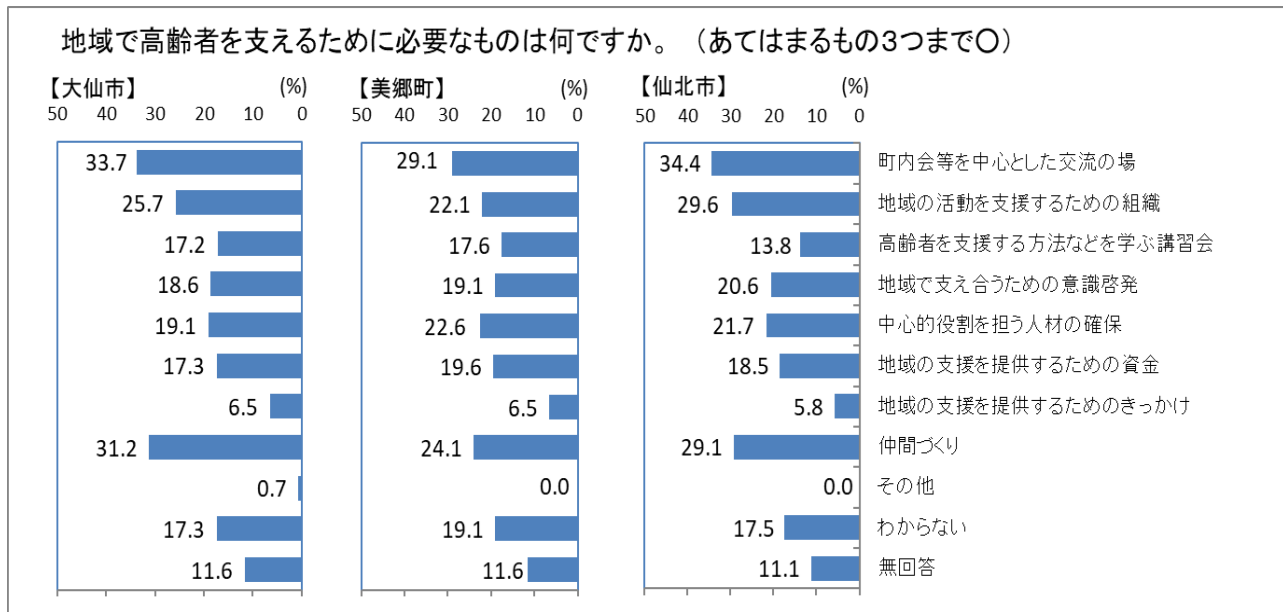
②介護保険料と介護保険サービスの関係について 図表 1-25



介護保険料と介護保険サービスの関係についてたずねたところ、仙北市では「保険料もサービスも現状のままだがよい」が 46.0%と最も多く、以下「サービスの量を減らし、保険料も下げてほしい」(19.0%)、「保険料は高くなってもよいので、サービスを充実させてほしい」(11.1%)となっています。

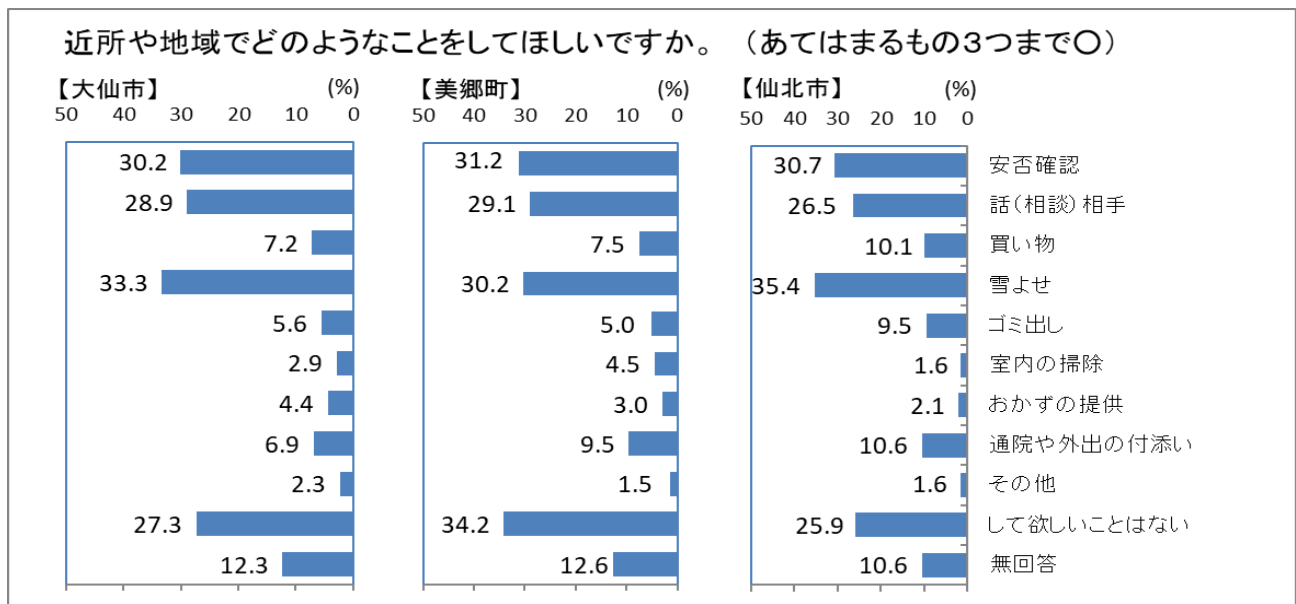
仙北市は他の市町に比べて「保険料もサービスも現状のままだがよい」がやや少なく、「保険料は高くなってもよいので、サービスを充実させてほしい」がやや多くなっています。

③地域で高齢者を支えるために必要なもの 図表 1-26



地域で高齢者を支えるために必要なものについてたずねたところ、仙北市では「町内会等を中心とした交流の場」が34.4%と最も多く、以下「地域の活動を支援するための組織」(29.6%)、「仲間づくり」(29.1%)、「中心的役割を担う人材の確保」(21.7%)、「地域で支え合うための意識啓発」(20.6%)となっています。仙北市は「地域の活動を支援するための組織」が他の市町に比べて多くなっています。

④近所や地域でしてほしいこと 図表 1-27

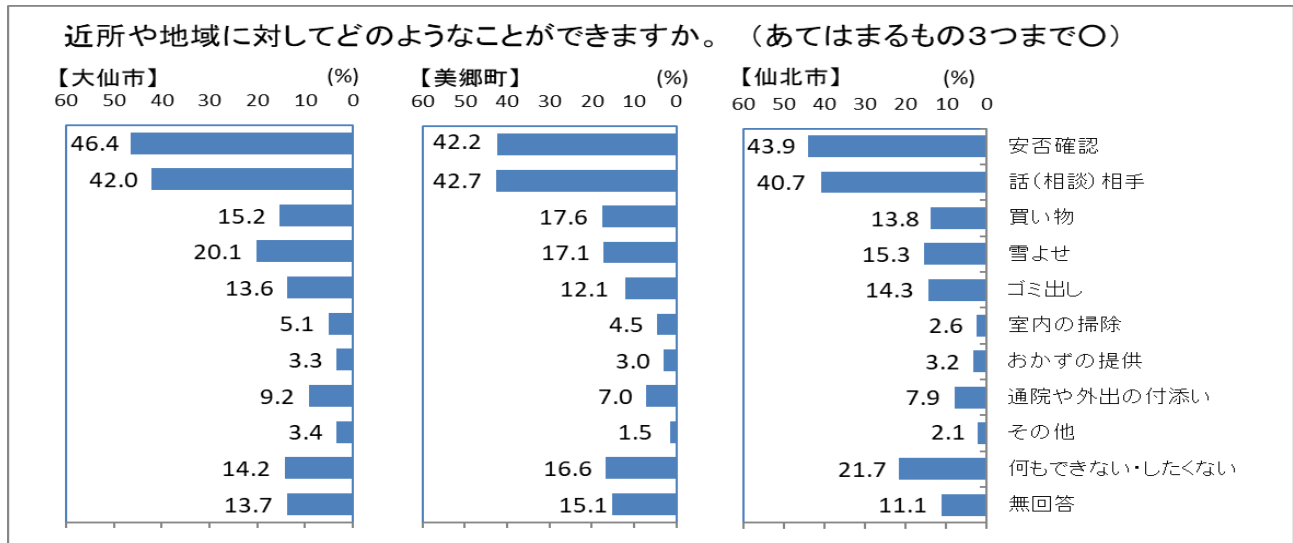


近所や地域でどのようなことをしてほしいかをたずねたところ、仙北市では「雪よせ」が35.4%と最も多く、以下「安否確認」(30.7%)、「話（相談）相手」(26.5%)、「通院や外出の付添い」(10.6%)、「買い物」(10.1%)などとなっています。

仙北市は他の市町に比べて「雪よせ」、「買い物」、「通院や外出の付添」、「ゴミ出し」等の割合が高くなっています。

一方、「して欲しいことはない」は25.9%となっています。

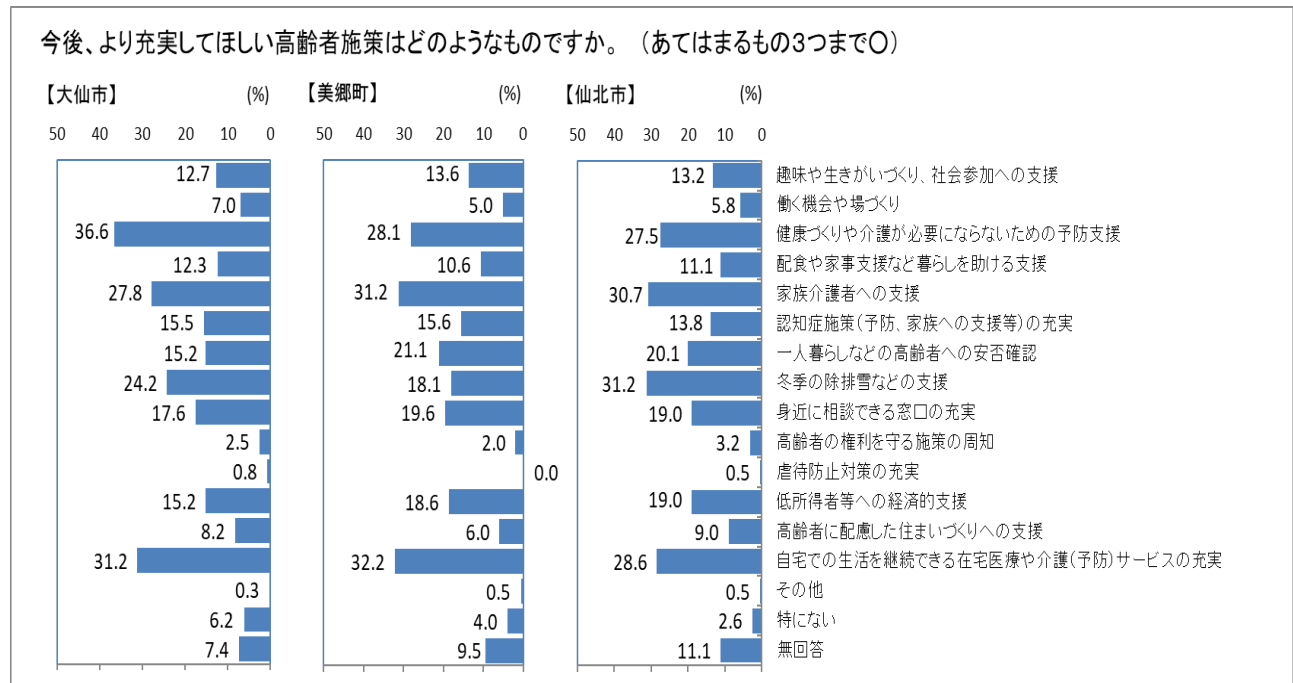
⑤近所や地域に対してできること 図表 1-28



近所や地域に対してできることをたずねたところ、仙北市では「安否確認」が43.9%と最も多く、以下「話（相談）相手」（40.7%）、「雪よせ」（15.3%）、「ゴミだし」（14.3%）、「買い物」（13.8%）となっており、上位に上げられる項目は④近所や地域ではほしいこと（図表 1-27）と同じ項目です。

一方、「何もできない・したくない」は21.7%で、大仙市（14.2%）、美郷町（16.6%）に比べてやや多くなっています。

⑥今後、より充実してほしい高齢者施策 図表 1-29



今後、より充実してほしい高齢者施策についてたずねたところ、仙北市では「冬季の除排雪などの支援」が31.2%と最も多く、他市町と比べて割合も高くなっており、以下、「家族介護者への支援」（30.7%）、「自宅での生活を継続できる在宅医療や介護（予防）サービスの充実」（28.6%）、「健康づくりや介護が必要にならないための予防支援」（27.5%）などとなっています。

第2章 第6期計画の実施状況と課題

第2章 第6期計画の実施状況と課題

1. 第6期計画の実施状況

図表 2-1 第6期仙北市高齢者福祉計画の施策体系

基本理念	計画目標	施策・目標	
笑顔 ・ 安心 ・ 支え合い	安心して自立した生活の支援体制をつくる	1. 生活支援サービスの充実	① 生活支援に関する事業
		2. 今後の生活支援サービス	① 生活支援サービスと住民参加
		3. 地域の見守り体制	① 見守り活動と連携
		4. 高齢者の健康づくりについて	① 介護予防事業
		5. 災害発生時の安全確保	① 災害発生時の支援
	生きがいをもち、いきいきと生活する	1. 高齢者の社会参加について	① 老人クラブ活動
			② シルバー人材センター
			③ ねんりんピック
	地域でいつまでも元気で生活できる	1. 包括支援センターの充実	① 包括支援センターの支援
			② 相談体制の充実
			③ 高齢者虐待の対応強化
			④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
			⑤ 予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務
		2. 在宅医療・介護の連携	① 地域包括ケアシステム
			② 地域ケア会議の推進
	要介護者を支える体制をつくる	1. 介護保険施設等の整備	① 施設整備計画
		2. 認知症の方を支える	① 認知症に関する啓発
			② 権利擁護の推進と成年後見
			③ 認知症施策の推進
		3. 介護している家族を支える	① 介護者を支える事業

(1) 計画目標1：安心して自立した生活の支援体制をつくる

1) 生活支援サービスの充実

生活支援サービスは、住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を行っています。

①生活支援に関する事業の実施状況及び今後の課題等

◇高齢者共同生活支援事業

仙北市に居住する65歳以上の高齢者で、冬期間自宅において生活することが不安等、養護を必要とする者に対し、一時的に介護老人福祉施設で生活をする事業です。利用期間は11月から翌年の4月までで、利用者定員は8人です。

年々利用希望者は増加傾向にあり、定員割れすることはありませんが、利用者決定にかかる審査会にて、利用の可否を決定しています。近年の傾向として、決定から利用するまでの間に入院して利用できなくなるケースや、利用後に発病し入院となり利用継続できなくなるケースがあり、その際は、審査会で決定した待機者優先順に基づき、利用していただいています。

図表 2-2 年間利用実績及び目標

(単位：人、日)

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数	8	11	9	8	8	8
延べ利用日数	1,126	1,302	1,448	1,448	1,448	1,456

<今後の課題等>

利用申請者が年々増加傾向にある中で、利用の可否の判定で利用待機となった高齢者が冬期間、安全に暮らせる場所の確保が課題となっています。

◇配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、見守りが必要な者を対象として弁当を配食するサービスを行っています。高齢者の状況把握も兼ねていますので、安否確認、要支援者を発見し、訪問相談や受診に繋げています。

図表 2-3 年間利用実績及び目標

(単位：人、回)

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数	308	311	297	305	305	305
延べ利用回数	5,991	5,513	5,588	8,400	8,400	8,400

<今後の課題等>

月に2回の配食サービスを行っていますが、栄養状態が悪化している高齢者の栄養管理までには至っておらず、今後、回数を増やす検討もしますが、現状では月2回以上の配食に対応可能な業者がないことが課題です。回数増について、社会福祉協議会と協議しながら、地元弁当製造業者・食品取扱企業・コンビニエンスストア・スーパーマーケット及び郵便局や宅配業者との提携についても推進します。

◇緊急通報装置給付・貸与事業（ふれあい安心電話）

急病や災害時の緊急時に適切な対応ができるよう、ひとり暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置して、緊急時の不安解消に努めています。

図表 2-4 年間利用実績及び目標

（単位：人）

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数	67	55	47	70	70	70

<今後の課題等>

利用者が家族と同居したり施設へ入所したりするケースが増え、利用件数は減っていますが、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、潜在化しているケースも考えられることから、今後も事業の啓発活動や民生委員等相談関係者と連携を強化し、利用の促進を図ることが重要です。

◇外出支援サービス事業

要援護高齢者又は障がい者が、医療機関や福祉サービスを提供する場所等への移動のため、移送用車両による外出支援を行っています。老衰や障がい、病弱等により一般の交通機関の利用が難しい方が対象です。

図表 2-5 年間利用実績及び目標

（単位：人、回）

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数	4	7	5	5	5	5
延べ利用回数	23	42	50	50	50	50

<今後の課題等>

臥床した状態の高齢者等が利用対象者となっています。介護保険サービス利用で対応できる方もいますが、制度の狭間で利用対象外となるケースもあることから、相談関係者と連携を図りながら事業を継続します。

◇生きがい通所事業

元気な高齢者が自宅から通所して、創作活動や健康づくり活動を行い、生きがい感の高揚や、住み慣れた地域社会の中で生活が維持できるよう支援しています。

図表 2-6 年間利用実績及び目標

（単位：人、回）

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実利用者数	18	16	16	24	24	24
延べ利用回数	649	634	600	900	900	900

<今後の課題等>

現在利用中の高齢者で、要介護認定申請により要支援・要介護状態と判定された方から、通い慣れた通所なので利用を継続したいと希望があった場合、事業の利用対象者としては、介護保険適用非該当の高齢者となっているため希望に添えない場

合があります。また、本市の生きがい通所事業所は、西木町上桧木内に1カ所のみとなっていることから、角館地区や田沢湖地区の高齢者で利用を希望する方の受け入れが難しいことが課題となっています。

◇敬老祝い金支給事業

9月15日を基準日として、満80歳（傘寿）の方、年度内に満100歳（百寿）の誕生日を迎えられた方に祝い金を支給し、高齢者に対する敬老の意を表し、敬老思想の普及を図ることを目的としています。平成28年度には、制度改正を行い、満88歳への支給を廃止及び満99歳支給を満100歳へ引き上げています。

図表 2-7 年間実績及び予測

(単位：人)

	実績		見込み	予測量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
実支給者数	617	460	383	433	385	432
内 80 歳	388	447	372	414	359	409
88 歳	215	—	—	—	—	—
99 歳	14	13	—	—	—	—
100 歳	—	—	11	19	26	23

<今後の課題等>

満100歳（百寿）の方が、若干増加傾向にあります。平成28年度に制度改正をしましたが、今後も支給対象者の把握に努め、制度改正の必要性の有無について検討します。

◇地域輝き表彰事業

65歳以上の方で、長年にわたり市民の模範となる善行や、明るい社会づくりに貢献した方及び、福祉の向上に功績のあった方を、「地域の中できらりと輝く人」として表彰する事業を行っています。表彰式は、被表彰者の地元小学校の学習発表会時に行われ、多くの方から祝福を受けています。

図表 2-8 年間実績及び目標

(単位：人)

	実績			目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
被表彰者数	5	4	4	9	9	9

<今後の課題等>

高齢者の社会参加や社会活動を助長する事業であり、健康寿命の延伸にもつながる事業なので、今後も事業を継続したいと考えています。市内9地区から表彰対象者の選出を見込んでおりますが、ここ数年前から選出される方が少なくなっています。仙北市地域輝き表彰選考委員会の場で、選出基準等について検討いただく必要があります。

◇除雪支援事業

平成26年度から「仙北市高齢者世帯等除雪支援事業」が開始されています。市県民税非課税世帯が必要要件で、おもに75歳以上で構成されている高齢者世帯を中心に、除雪費用の一部を利用券として助成する事業です。利用券には、除雪利用券と屋根雪下ろし利用券があり、屋根雪下ろし利用券は、地区割毎積雪量によって追加で交付されます。

高齢者が利用し易いよう事業の見直しを図り、利用対象者の条件を拡大や除雪登録業者となる方の条件を緩和し、地域の個人でも可としたことから、事業利用者の増加に繋がっています。

図表 2-9 年間利用実績及び目標

(単位：世帯)

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業利用世帯数	197	244	250	280	300	330
除排雪	197	244	250	280	300	330
屋根雪下ろし	0	19	235	80	100	120

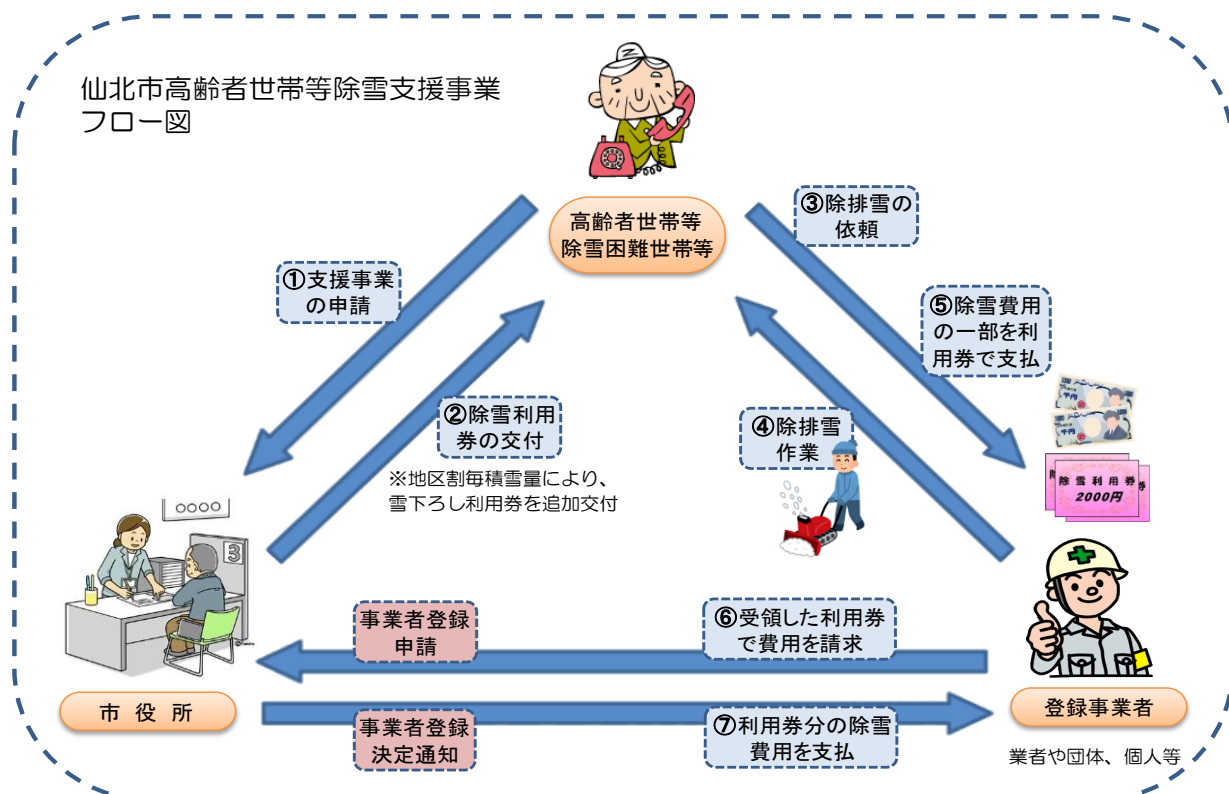
※同時申請のため重複あり

図表 2-10 除雪業者登録実績及び目標

(単位：件)

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
除雪業者登録数	93	117	130	135	145	160

図表 2-11 仙北市高齢者世帯等除雪支援事業



＜今後の課題等＞

今後も制度の周知や利用し易い状況を検討し、利用の推進を図ります。また、本市の除雪支援事業以外にも、社会福祉協議会や地元の企業などがボランティアで除雪を行っています。それらの関係機関と連携を図りながら、高齢者の除雪対策に向け、地域の繋がりや支え合いを引き続き支援していきます。

2) 今後の生活支援サービス

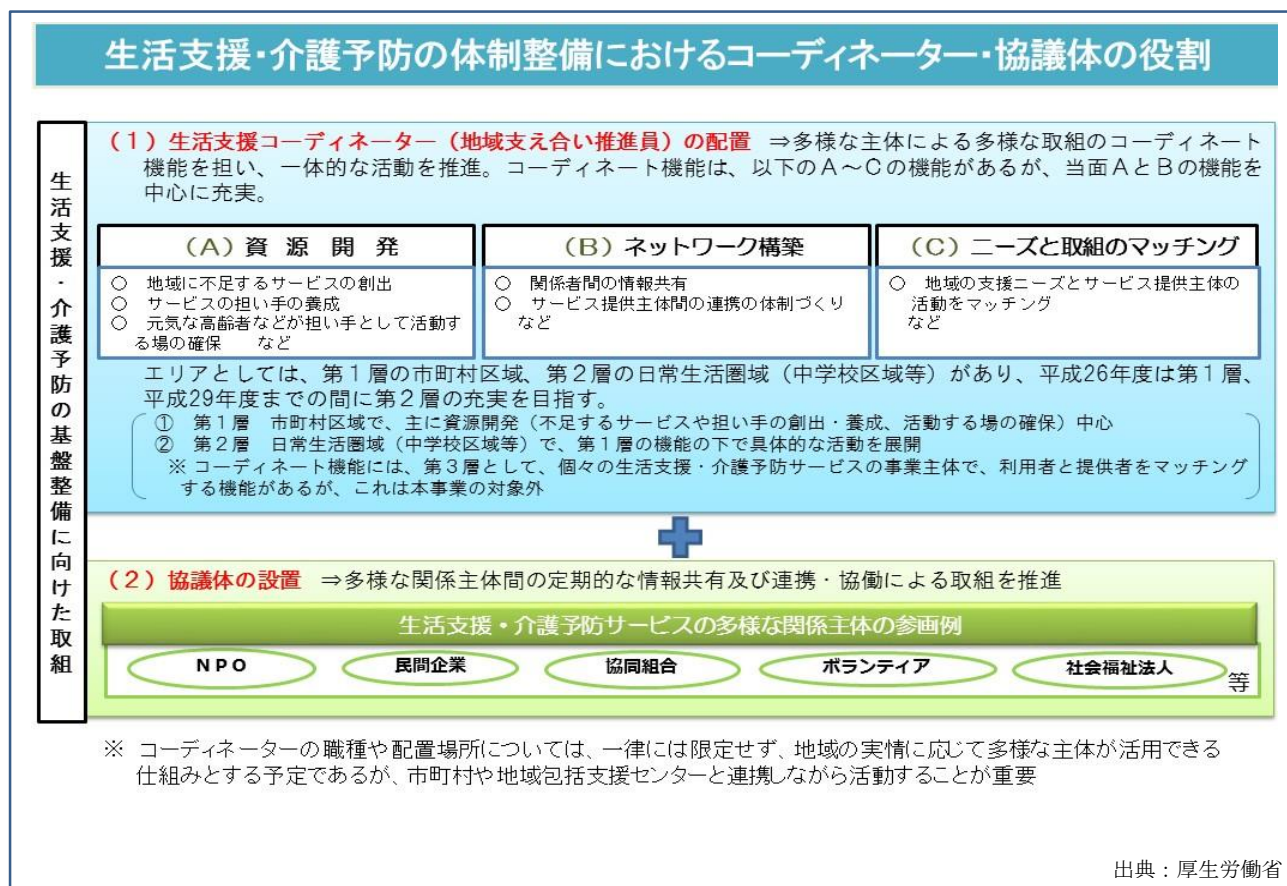
①生活支援サービスと住民参加の実施状況及び今後の課題等

現状として、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯、75歳以上の後期高齢者が増加傾向にあります。

近年、介護保険制度で対応できない生活上の困りごと（蛍光灯を交換する等）に対して、支援を必要とする高齢者が増え、地域の住民同士の支え合いや、地域のボランティア団体やNPO・民間企業・協同組合等の生活支援が重要となっています。また、生活の困りごとの中には、現存のサービス等では対応しきれない困りごともあり、新たなサービスが求められています。

これらに対応するため、包括支援センターでは生活支援体制整備事業により、「支え合い協議体」や「生活支援コーディネーター」を、平成28年度に配置し、安全に安心して生活が継続できる地域づくりを進めてきました。

図表 2-12 生活支援体制整備事業説明図



＜今後の課題等＞

包括支援センターでは平成28年度から、住み慣れた地域で安全に安心して生活

が継続できるような地域づくりを進めています。そのために、市民への啓発や意見を聞くためのセミナーや研修会を開催しました。また、仙北市支え合い協議体や生活支援コーディネーターを配置し、現在活動しているボランティア団体、NPO法人などの地域資源の把握に努めてきました。

住民への浸透は、まだまだ進んでいない状況にあります。また、田沢湖地区・角館地区・西木地区の支え合い協議体は、平成29年度後期にでき上がったばかりで、これからが正念場です。

3) 地域の見守り体制

①見守り活動と連携の実施状況及び今後の課題等

本市では第5期計画期間中に、郵便局と「仙北市と仙北市内の郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者活動協力に関する協定」を結び、高齢者の異変の察知と連絡体制の構築を図りました。

第6期計画では、民生委員や人権擁護委員、社会福祉協議会、警察署、消防署、郵便局、医療機関、介護サービス事業所などの、見守りするうえで関連する機関と連携を強化してきました。

<今後の課題等>

第6期期間中も、残念ながら高齢者の孤独死が発生してしまいました。潜在的な「閉じこもりの人」や「地域から孤立している人」が、まだまだいることが予測されます。福祉関係機関全体の課題として、訪問等実態把握に努めていかなければなりません。

4) 高齢者の健康づくりについて

①介護予防事業の実施状況及び今後の課題等

高齢になっても可能な限り地域で自立した生活を継続するためには、できる限り介護状態とならないよう予防することが重要です。

本市においても、介護状態となりそうなりリスクを抱える方を対象に、一次予防事業（主として健康な状態にある高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取り組み）、二次予防（要支援・要介護状態になるリスクが高い高齢者を早期発見し、早期に対応することにより状態を改善し、要支援状態になることを遅らせる取り組み）を行ってきました。

介護保険法の改正により、これまで一次予防対象者と二次予防対象者に分けて実施してきた介護予防事業を区別せず、地域の実情に合わせた効果的な事業の推進が求められ、平成29年4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

◇高齢者介護予防推進事業「わくわく教室」「浮き浮き教室」

平成29年度から新規事業として、クリオン温泉プールを活用して、高齢者介護予防推進事業「わくわく教室」「浮き浮き教室」を実施しています。健康運動指導士や温泉利用指導者等の指導により、高齢者が水中運動を行い、健康増進及び介護予防を図ることを目的としています。

教室に参加した方々から、「体が軽くなった」「痛みが軽くなった」「歩くのが楽になった」、等の感想がありました。

- ・「わくわく教室」～運動不足解消目的の方
- ・「浮き浮き教室」～足腰膝等に疼痛等の症状がある方

図表 2-13 「わくわく教室」「浮き浮き教室」実績及び目標(延べ) (単位：人)

	実績	見込み	目標量		
	H29(H30 年 1 月末)	H29	H30	H31	H32
わくわく教室	425	455	500	500	500
浮き浮き教室	501	529	550	550	550

＜今後の課題等＞

介護予防事業の各教室等の参加者が固定されており、もっと多くの高齢者が参加できるような工夫及び啓発活動を強化するなど、利用促進が必要だと考えています。

5) 災害発生時の安全確保

①災害発生時の支援の実施状況及び今後の課題等

災害時には安否確認や支援活動がよりスムーズに行われるよう、要支援者を正確に把握するため、避難行動要支援者名簿を整理し、避難行動要支援者避難支援個別計画管理に努めています。また、仙北市社会福祉協議会、市役所内の担当部署との連携を強化し、情報の共有化を進めてきました。

＜今後の課題等＞

災害が発生した際に自主避難等の措置が取られましたが、実際の災害時の対応で今後検討が必要な事項が確認できました。今後、より円滑な対応をするために、共同訓練の実施や関係機関、福祉事務所内、総合防災課との連携強化が重要だと考えています。

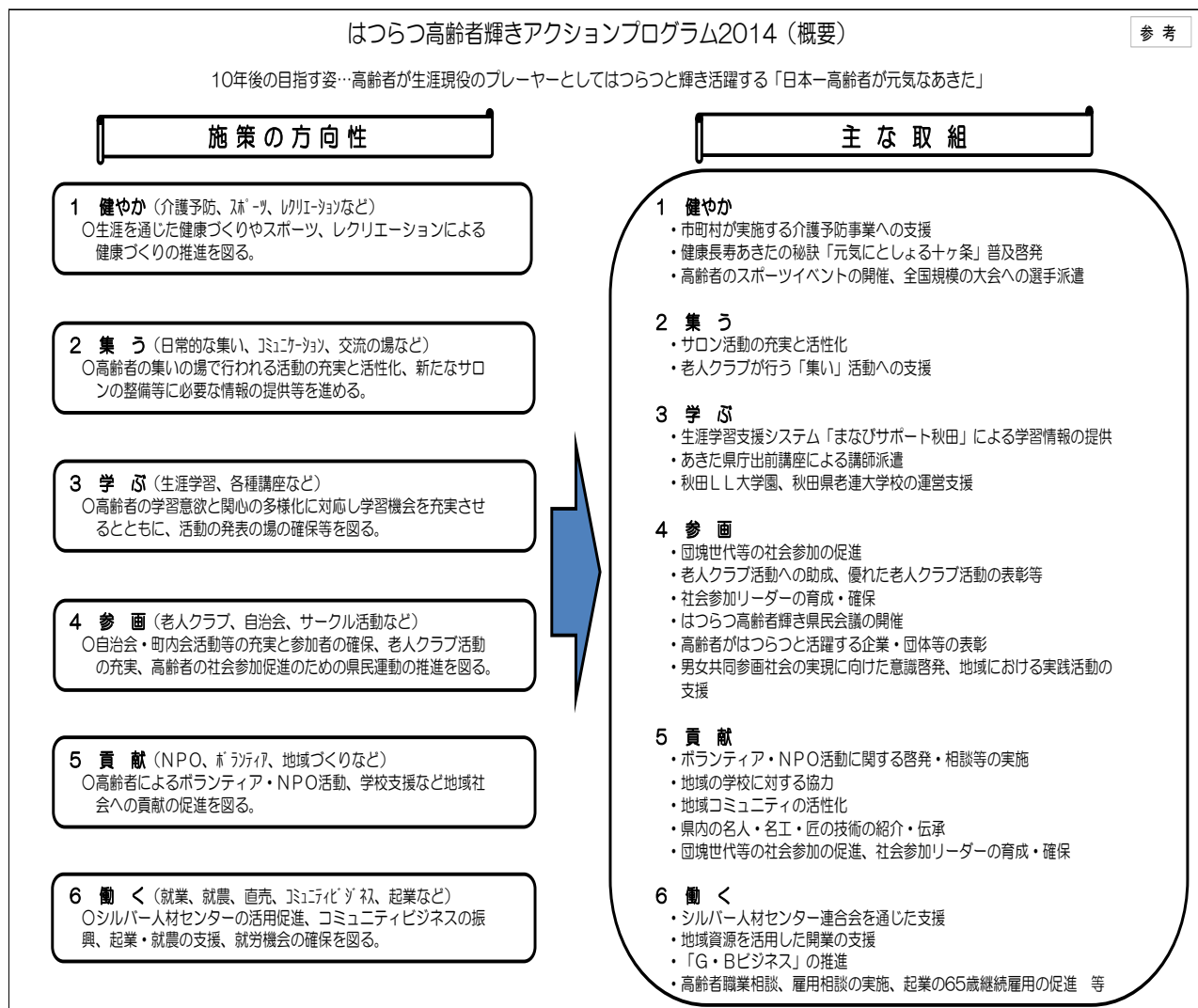
（２）計画目標２：生きがいをもち、いきいきと生活をする

1) 高齢者の社会参加について

高齢者がその経験と知識を生かして活動できることは、生きがいの創生につながります。また、生きがいを持つことが健康にもつながり、ひいては介護認定率の低下が期待できると考えています。

高齢者は、「社会に支えられる人」から「社会を支える担い手の一員」へ、「社会参加を通じて、誰もが自分らしくはつらつと輝く社会づくり」という考え方を基に策定された、「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム」をもとに、地域の高齢者の活動を支援していくという視点で事業を進めてきました。

図表 2-14 はつらつ高齢者輝きアクションプログラム



①老人クラブ活動の実施状況及び今後の課題等

老人クラブは、老人福祉の推進を目的とする自主的な組織であり、高齢者の社会参加の場として定着しており、健康づくりや介護予防といった活動のほか、地域文化の伝承、見守り、声かけ（友愛訪問など）、環境美化、防犯活動等の多岐にわたる活動を行っております。市としては、老人クラブの方々の事業が円滑に進むよう支援してきました。

図表 2-15 老人クラブの状況及び目標

（単位：クラブ数、人）

	実績		見込み	目標量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
クラブ数	46	44	40	40	45	45
会員数	1,957	1,796	1,528	1,700	1,700	1,700

図表 2-16 平成 29 年度地域別老人クラブの状況

（単位：クラブ数、人）

	田沢湖	角館	西木
クラブ数	19	12	9
会員数	699	550	279

図表 2-17 仙北市内老人クラブ一覧

平成29年4月1日現在

田沢湖地区		角館地区		西木地区	
1	葉桜会	1	東雲クラブ	1	寿楽老人クラブ
2	田沢寿会	2	楽悠クラブ	2	小吉老人クラブ
3	田沢第一老人クラブ	3	西長野悠々会	3	天寿老人クラブ
4	高野若駒クラブ	4	白岩長生クラブ	4	豊齢老人クラブ
5	北部長寿クラブ	5	中川寿会クラブ	5	西心会老人クラブ
6	中生保内クラブ	6	太平クラブ	6	楽寿会老人クラブ
7	新生会	7	向陽クラブ	7	門屋老人クラブ
8	武蔵野クラブ	8	八幡会クラブ	8	上荒井老人クラブ
9	武蔵野悠遊会	9	九六会	9	福寿会老人クラブ
10	生保内中央クラブ	10	藺田長生クラブ		
11	向生保内朝日クラブ	11	広久内寿会		
12	刺巻老人クラブ	12	さくらクラブ		
13	卒田もみじ会				
14	荒町金勢寿会				
15	神代中央長寿クラブ				
16	神代南長寿クラブ				
17	岡崎辰子クラブ				
18	小松睦会				
19	東前郷福寿クラブ				

<今後の課題等>

第1に74歳以下である前期高齢者の会員加入が少ないことが上げられます。そのこともあり、老人クラブ会員の減少とクラブ数の減少が課題となっています。

②シルバー人材センター

仙北市シルバー人材センターは、労働時間を延長する等、登録者を増やすための取り組みを行い、生活支援の充実化や周知等を推進しています。

図表 2-18 仙北市シルバー人材センター就業状況 1

(請負事業)

(平成28年度実績)

区 分	内 容	登録会員数(人)	受注件数(件)	延べ人員(人日)
技術分野	自動車の運転	87	0	0
	設備保守点検	8	0	0
技能分野	大工仕事	31	16	26
	塗装・板金等	17	4	5
	障子・襖等の張替え	18	85	298
	庭木などの剪定	26	97	276
	縫製作業	1	0	0
	電気等設備工事	2	1	1
	溶接作業	1	0	0
	各種加工	2	5	44
事務分野	一般事務	27	12	150
	経理事務	4	0	0
	筆耕・宛名書き	18	38	73
	製図・パソコン	4	0	0
管理分野	建物管理	61	362	9,073
	駐車場の管理	2	34	916
	施設管理	29	44	563
	商品管理	1	0	0
折衝外交分野	販売員・店番	18	0	0
	集金	19	1	10
	配達	70	91	3,604
	検針	24	0	0
一般作業分野	屋外清掃	45	37	542
	除草・草刈り	129	307	1,123
	土木作業ほか	23	15	429
	伐採・枝払い作業	13	26	71
	消毒作業	0	9	13
	農作業	39	72	376
	荷造り・運搬作業	36	25	79
	その他の屋外作業	3	26	227
	冬囲い等	53	176	721
	除雪・雪下ろし	75	42	117
	屋内清掃	59	230	3,999
	包装・梱包作業	2	1	2
	調理・皿洗い作業	46	20	137
	その他の屋内作業	0	11	250
サービス分野	広報サービス	2	12	2,214
	福祉サービス	3	0	0
	家事・育児サービス	53	219	1,244
	観光・接待サービス	4	0	0
合 計		1,055	2,018	26,583

(※ 複数回答)

会員数 308人

図表 2-19 仙北市シルバー人材センター就業状況 2
(派遣事業)

職 種（派遣期間）	平成 28 年度延人員（人日）	派遣先数／派遣会員数
送迎・運転業務等（4～3月）	639	2 か所／ 6 人
配達・運搬業務（4～3月）	385	2 か所／ 3 人
放課後児童支援（4～3月）	309	1 か所／ 21 人
福祉施設 館内清掃（4～3月）	185	1 か所／ 2 人
皿洗いほか（10月）	3	1 か所／ 1 人
除雪（オペレーター）（12～3月）	49	2 か所／ 4 人
	1,570	9 か所／ 37 人

③全国健康福祉祭（ねんりんピック）

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典です。スポーツを通じて高齢者の生きがいと健康づくりの向上、さらには福祉に関する意識啓発の推進を目的として開催されています。平成 29 年は秋田県が開催県となり、県内の各市町村で全国健康福祉祭（ねんりんピック）が開催されました。本市では、平成 29 年 9 月 10 日ウォークラリー交流大会が行われ、県内外から 44 チーム 216 名の選手の参加がありました。また、競技スタッフ・ボランティアの総数は 315 名で、「仙北市独自のおもてなし」を合言葉に、大会の盛会に多大なる貢献をいただきました。

<今後の課題等>

今回の「ねんりんピック」開催を機に、高齢者の活躍の場や健康増進について、再度検討し今後の事業の推進に生かしていきたいと考えています。

（3）計画目標 3：地域でいつまでも元気で生活できる

1）包括支援センターの充実

①包括支援センターの支援の実施状況及び今後の課題等

包括支援センターは、地域の方々が「元気に」「自分らしく」「自立した」生活が継続できるよう、心と体の健康を保持するための支援や、介護・福祉・健康・権利擁護など、高齢者の様々な困りごとについて、総合的に相談を実施してきました。

②相談体制の充実の実施状況及び今後の課題等

包括支援センターは、福祉の総合的な相談窓口としての機能が求められています。高齢者やその家族、民生委員などの関係機関が相談しやすいような体制づくりをしてきました。また、高齢者相談ネットワークの強化についても、包括支援センターを中心に、各地域センター・仙北市社会福祉協議会、その他の相談機関との連携強化を図ってきました。

図表 2-20 相談件数実績及び予測

(単位：件)

	実 績		見込み	予 測 量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
電話・来所・その他	1,520	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530
訪 問	561	857	870	870	870	870
合 計	2,081	2,387	2,400	2,400	2,400	2,400

※相談の実績から相談内容は、認知症や病気、権利擁護や虐待など多岐にわたります。相談件数も増加傾向にあります。

<今後の課題等>

現在、包括支援センターは西木庁舎に1カ所となっていますが、本市は広大な面積であるため、相談の訪問などの場合、動線が長すぎて、日に1～2件程度の訪問となることがあります。また、田沢湖地区の場合は特に、包括支援センターは遠距離となり、高齢者からも、「より近くに包括支援センターがあれば安心だ」などの声もあります。

③高齢者虐待の対応強化の実施状況及び今後の課題等

包括支援センターでは常時、高齢者虐待の相談に応じています。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待の防止と養護者（虐待者）への支援を目的として、法により虐待防止に向けた体制整備、啓発活動などの取組みが行政に義務付けられています。

仙北市では、平成23年3月に「仙北市高齢者虐待防止マニュアル」を作成し、高齢者虐待防止の取り組みを進めてきました。

図表 2-21 高齢者虐待延べ相談件数実績及び予測

(単位：件)

	相談実績		見込み	予 測 量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
虐待相談件数	35	59	55	60	60	60
虐待認定件数	5	4	2	5	5	5

<今後の課題等>

「仙北市高齢者虐待防止マニュアル」を平成23年3月に作成していますが、法律の改正や実際の支援方法の変化などにより、改定が必要となっています。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施状況及び今後の課題等

包括支援センターが中心となって、地域のケアマネジャーや主治医をはじめ、様々な福祉・医療の関係者が連携・協働することで、医療・保健・福祉・介護、その他の生活福祉サービスを含め、地域における様々な社会資源を活用し（包括的）、高齢者がどんな状況であっても支援が途切れることなく（継続的）、在宅でも施設であっても、「自立支援」の視点で、その人の尊厳ある生活を支援してきました。

<今後の課題等>

日常的に、法改正やマネジメント方法などの最新の情報を入手し、ケアマネジャー等の専門職が、正しく理解するための自己研鑽が求められています。

⑤予防給付・介護予防事業のケアマネジメント業務の実施状況及び今後の課題等

要支援1、2の方に対する「予防給付」、要介護・要支援状態になる恐れがある方に対して、「介護予防事業（地域支援事業）」に関するケアプランを作成し、利用されたサービスの評価を実施しました。

＜今後の課題等＞

制度改正により、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことにより、これまでは介護予防給付として位置付けられていたサービスが、仙北市として進める介護予防生活支援サービス事業のサービスに分割されたことにより、サービス体系の充実化が求められています。

2) 在宅医療・介護の連携

①地域包括ケアシステムの実施状況及び今後の課題等

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供されるのが「地域包括ケアシステム」です。

在宅医療・介護の連携体制の充実強化を図るために、平成28年度から医療・介護の専門職を中心に、「在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、取り組みを進めてきました。具体的には、地区別や市全体の「多職種研修会」、医療・介護サービス資源の把握による「医療・介護資源マップ」、「在宅医療・介護連携相談員の配置」、市内のケアマネジャーネットワークとして「ケアマネネットの設置」等により、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療・介護連携推進事業を進めました。

＜今後の課題等＞

各、設置はしましたが、今後「何を、どのように」進めていくかについては、本市の医療と介護が、どのような状態であれば市民が安心して生活ができるか、地域性を踏まえ、市民の声を聴き、市民目線で進めていく必要性を感じています。

②地域ケア会議の推進の実施状況及び今後の課題等

「地域ケア会議」は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。包括支援センターが主催し、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めます。

第6期計画期間では、個別ケースの課題分析を行う中で、高齢者個人を中心として、関わる専門職や関係者が情報や課題を共有し、問題解決に向け「個別ケア会議」を実施してきました。

＜今後の課題等＞

第6期計画期間の後期には、「個別ケア会議」により蓄積された「地域としての課題」について、「(仮称) 地域ケア推進会議」を開催し、地域課題を明確にし、解決に向けて検討する予定でしたが、「(仮称) 地域ケア推進会議」を設置できていません。

（４）計画目標４：要介護者を支える体制をつくる

1）介護保険施設等の整備の実施状況及び今後の課題等

大曲仙北広域市町村圏組合の第7期計画では、圏域全体で次のとおり計画されています。

図表 2-22 施設整備計画一覧

サービスの種類		第6期	第7期計画数				平成32年度末の整備数
		平成29年度末の整備数	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	
居宅	短期入所生活介護	970床	▲52床 ※ 14増、66減	－	▲10床	▲62床	908床
	特定施設入居者生活介護	249床	28床	－	－	28床	277床
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,071床	122床	－	10床	132床	1,203床
	介護老人保健施設	674床	－	－	－	0床	674床
地域密着型	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	522床	9床	9床	9床	45床	567床
			18床（目標）				
	地域密着型特定施設入居者生活介護	115床	6床	－	－	6床	121床
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29床	－	－	29床	29床	58床
	小規模多機能型居宅介護	14事業所 （定員：380人）	1事業所 （定員：18人）	－	－	2事業所 47人	16事業所 （定員：427人）
			1事業所（目標） （登録定員29人）				
	看護小規模多機能型居宅介護	2事業所 （定員：58人）	5事業所（目標）			5事業所	7事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－	5事業所（目標）			5事業所	5事業所

図表 2-23 仙北市の施設整備計画一覧

サービスの種類		第6期	第7期計画数				平成32年度末の整備数
		平成29年度末の整備数	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計	
居宅	短期入所生活介護	235	▲1床 ※ 12増、13減	－		▲1床	234床
	特定施設入居者生活介護	110床	－	－	－	－	110床
地域密着型	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	108床	－	－	9床	18床	126床
			18床（目標）				
	地域密着型特定施設入居者生活介護	12床	－	－	－	－	12床
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29床	－	－	－	－	29床
	小規模多機能型居宅介護	2事業所 （定員：58人）	1事業所（目標）			1事業所 29人	3事業所 （定員：87人）
	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所 （定員：29人）	1事業所（目標）			1事業所 29人	2事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	－	1事業所（目標）			1事業所	1事業所

<今後の課題等>

夜間の訪問看護・介護については、本市の動線の長さや施設サービス従事者（看護師や介護員など）の人材不足、冬季の自然条件（豪雪など）により、起業が難しい状況です。

2) 認知症の方を支える

①認知症に関する啓発の実施状況及び今後の課題等

◇認知症サポーター等養成事業

認知症は誰にでも起こりうる「病気」です。記憶障害や認知障害等により、それまでできていたことができなくなったりします。そのため本人は、混乱したり不安を抱いたりすることもあります。また、家族が介護疲れをおこしてしまうことも少なくありません。認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を一人でも多くし、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域をつくることが重要です。そのために認知症キャラバンメイトが中心となり、地域住民、郵便局、消防、警察等各種団体を対象として、認知症サポーター養成講座を実施してきました。平成28年度からは、教育委員会及び市内の全小中学校の協力をいただき、生徒や保護者に対して認知症サポーター養成講座を開催しています。また、パンフレットを活用・配布するなどして、啓発活動を進めてきました。

図表 2-24 養成者数の実績及び予測

(単位：人)

	実 績		見込み	予 測 量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
養成者人数	243	1,011	908	500	510	520

<今後の課題等>

認知症サポーター養成講座ですが、企業については、一部の企業しか実施できていません。行政側の遠慮（忙しいだろう等）やアピール不足、開催する場合の時間的な問題などが上げられます。

②権利擁護の推進と成年後見の実施状況及び今後の課題等

高齢者の権利を擁護する方法として、窓口相談や訪問相談を行っている他、ケアマネジャーやサービス提供事業所などを通じ、早い段階から対応できるように連携を図ってきました。また、包括支援センターでは、成年後見制度利用支援事業により、制度利用に係る相談や手続き支援を行ってきました。

図表 2-25 権利擁護延べ相談件数及び予測

(単位：人)

	実 績		見込み	予 測 量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談件数	45	56	60	60	60	60

<今後の課題等>

高齢者の権利擁護や成年後見制度利用支援については、高齢者虐待とも関連性が深いことから、今後は相談件数も増加傾向にあると考えています。また、潜在化しているケースも多いことが予測されます。

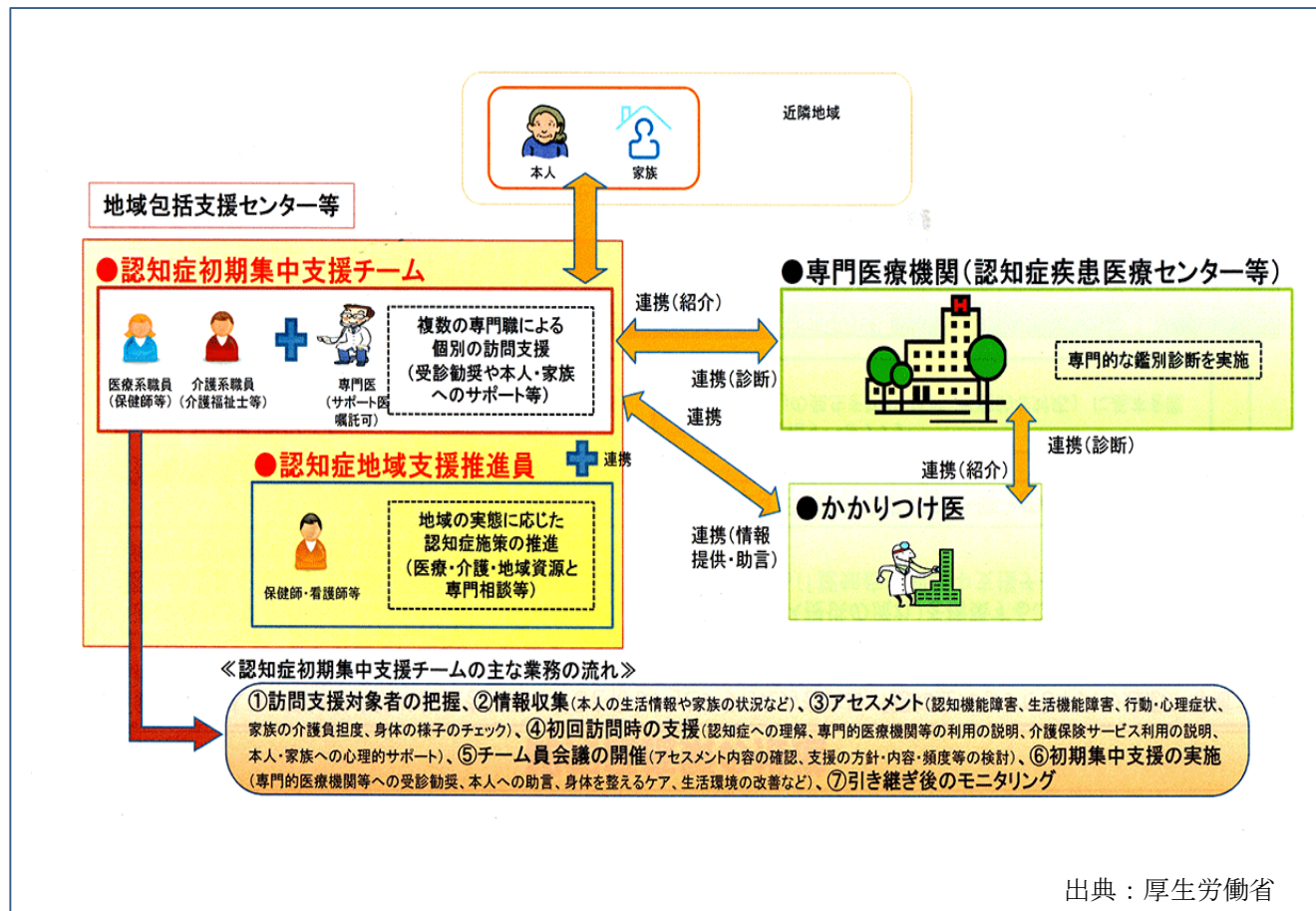
③認知症施策の推進の実施状況及び今後の課題等

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できるかぎり住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができる」地域づくりを目指して進めてきました。

平成29年度は、専門医や保健師、社会福祉士などの専門職員を中心に、本人・

家族へのサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を設置しました。これまで相談や支援を受けたことがない認知症と思われる人に対して、6カ月間集中して医師や専門職が支援し、早期に医療へ繋ぐシステムです。また、同時期に、専門相談にも対応できる、「認知症地域支援推進員」を配置しました。

図表 2-26 認知症対応の流れ



<今後の課題等>

認知症施策については、認知症サポーター養成講座の他は、まだまだ周知されていないのが現状です。今後、市民はもちろん専門職や関係機関に対しても、啓発活動を進め、関係機関等との連携を図っていくことが重要だと考えています。

3) 介護している家族を支える

①介護者を支える事業の実施状況及び今後の課題等

◇家族介護教室

サービスの適切な利用方法も含めた介護の知識・介護技術を習得することにより、介護負担を軽減し、要介護者の機能向上や維持が図れるよう教室を開催しています。

図表 2-27 年間実績及び目標

(単位:回、人)

	実 績			目 標 量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
年間実施回数	3	1	1	1	1	1
年間参加者数	31	29	30	30	30	30

◇家族介護者交流事業

在宅において、要介護者を介護している家族を対象として、介護者同士の経験談や情報交換、会食等を行うことにより、介護者の心身のリフレッシュを図ることを目的に事業を実施しています。

図表 2-28 年間実績及び目標

(単位:人)

	実 績			目 標 量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
年間参加者数	61	63	80	120	120	120

<今後の課題等>

家族介護教室及び家族介護者交流事業について、120名を対象として実施していますが、目標に達していないのが現状です。

◇介護用品支給事業

要介護4・5と認定された要介護者を在宅で介護している家族に対し、経済的負担の軽減を図るための事業を実施しています。

図表 2-29 年間利用実績及び目標

(単位:人)

	実 績		見込み	予 測 量		
	H27	H28	H29	H30	H31	H32
年間利用者数	34	28	33	38	38	38

<今後の課題等>

国の助成金対象として実施してきましたが、平成31年度からは助成金対象外となる事業です。

◇認知症高齢者SOSメール事業

認知症が原因で行方不明になった方の情報を、家族の同意を得てメールで発信し、早期発見につなげることを目的とした事業です。

<今後の課題等>

警察署や市の総合防災課等と連携して実施していますが、利用が伴っていないのが実情です。今後、増加傾向にある認知症高齢者の安全を図るためにも、市民への啓発活動や、より利用し易い工夫等について、関係機関での検討が必要だと考えています。

※以上、第6期計画の実施状況と課題等については、第4章第7期施策の取り組みに反映するものとしています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

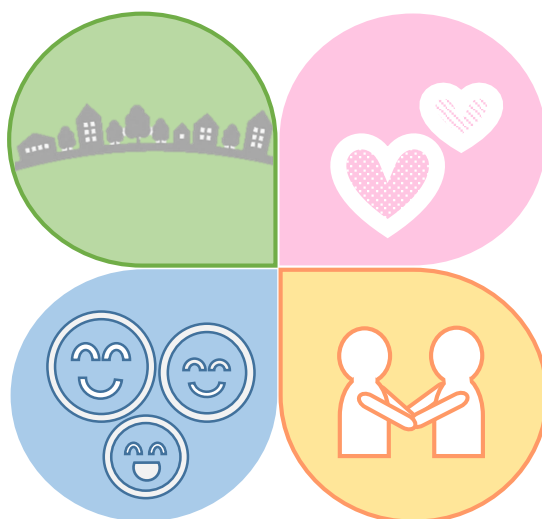
1. 基本理念

本計画は、高齢者のみに特化することなく、すべての市民の尊厳保持と自立生活の支援の目的のもと、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「地域包括ケアシステム」構築の実現に向け中長期的な計画の2期目の計画となります。

地域包括ケアシステムの実現のためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるよう、各取り組みを推進すると共に、認知症高齢者や障がい者の方々の地域生活を支える必要もあります。また、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「まちづくり」が必要です。

そこで、地域包括ケアシステムの基盤整備として行ってきた、これまでの第6期計画の取り組みを継続しつつ、高齢者・障がい者・子どもなど全ての市民が、それぞれの立場を我がこととして捉え、支え合い活躍できる地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを深化・推進する必要があります。それらの意味においても本計画は、前回の第6期計画の基本理念である「笑顔・安心・支え合い」を継承し、「第2次仙北市総合計画」の健康福祉医療部門としての基本目標である、「優しさあふれ健やかに暮らせるまち」づくりを目指すものです。

基本理念 笑顔・安心・支え合い



2. 目指す姿・基本目標

本計画では、基本理念である「笑顔・安心・支え合い」のもと、本市が目指す姿と基本目標を次のとおり定めます。

図表 3-1 目指す姿及び基本目標

優しさにあふれ健やかに暮らせるまち			
笑 顔 ・ 安 心 ・ 支 え 合 い			
目 指 す 姿	I. 高齢者が健康でいきいきと活動し、「健康であることの喜びを実感できるまち」を目指します。	基 本 目 標	(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
	II. 若い世代から健康増進・介護予防を推進し健康寿命の延伸を図るまちを目指します。		(2) 健康寿命の延伸に向けた健康増進事業の推進
	III. 高齢者が自立できるための施策や、介護予防・重度化防止に取り組むまちを目指します。		(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進
	IV. 高齢者・障がい者・子ども等、すべての市民が支え合い、必要な支援が包括的に提供される地域共生のまちを目指します。		(4) 「地域共生のまち」の推進

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者が安心して生活できるのは、住み慣れた地域で、日常の生活を維持することであり、そのためには、心と身体のどちらもが健康であることが必要です。それゆえに、心身の健康状態の維持・向上を図り、生活機能の低下を防ぐことが大切です。また、要介護状態や認知症になったとしても、住み慣れた自宅または地域で暮らし続けることが心の安定につながる要因の一つです。

高齢者と家族が、日頃から互いの健康状態に気を付け、健康を保持し介護予防に取り組むためには、情報の提供や集いの場等の社会参加が重要です。

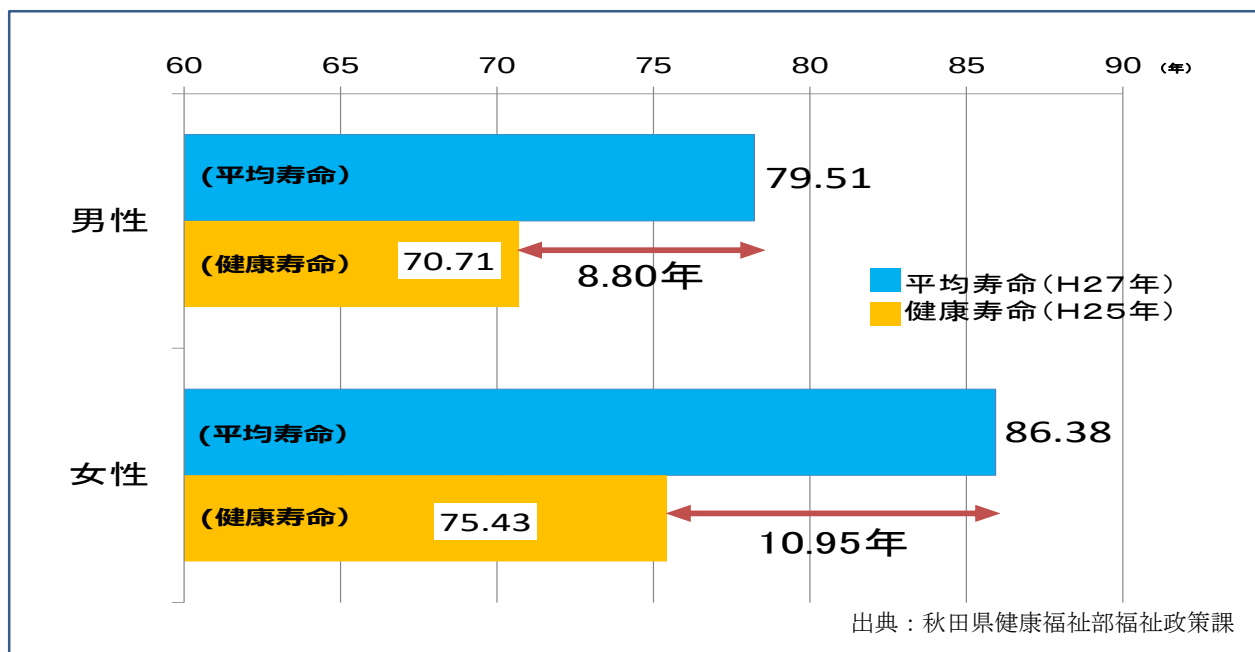
さらに、生活機能の低下、介護が必要な状況に陥るおそれがある場合には、できるだけ早くその状態を把握し、本人・家族、専門機関のみならず、地域全体で、適切な介護予防、重度化防止の取り組みをチームとして、継続的に展開できるよう施策を進め、「健康であることの喜びを実感できるまち」を目指します。

（２）健康寿命の延伸に向けた健康増進事業の推進

秋田県全体として平均寿命と健康寿命を比較した場合、その差が男性では8.8歳、女性では10.95歳となっています。加齢により介護が必要となったり、認知症を発症したりする人の割合が高くなります。単に長生きをするだけではなく、いかに健康な状態で長生きをするのが、大きな課題となっています。

市民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生きがいや豊かさを実感しながら暮らせるよう、若い世代から健康増進が図れるよう、医療・保健・福祉・介護の関係機関のみならず、全市をあげて取り組みを進め、健康寿命の延伸を目指します。

図表3-2 秋田県の平均寿命・健康寿命



（３）地域包括ケアシステムの深化・推進

支援が必要な高齢者が地域で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に受けられる地域包括ケア体制の充実が重要です。高齢者自身も自立した生活が維持できるよう努力し、介護が必要となっても重度化とならないよう意識を持ち、介護予防の取り組みを行うことが必要です。

本市では、包括支援センターを中心として在宅医療や介護の連携強化、認知症施策の充実、生活支援体制の推進など、高齢者のみならず住民の生活を支援する体制づくりに努めてきました。

今後も、できる限り自立した生活を継続するために、介護予防の充実を図るとともに、地域住民、ボランティア団体、関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステム（誰もが住み慣れた地域で安全に安心して生活が維持できるための地域づくり）の深化・推進を目指します。

（４）「地域共生のまち」の推進

地域福祉の分野の公的支援は、これまで対象者ごとに（高齢者は高齢者担当で、障がい者は障がい担当でなど）縦割りで整備されてきました。また、「支える側」

と「支えられる側」といった固定した関係のもとに提供されてきました。しかしながら、高齢の親と障がいのある成人した子が同居しているケースや老老介護のケース、働きながら子育てと親の介護をしているケースなど、これまでの体制では解決できない複雑多様化したケースが増加し、単独の支援者では解決困難な状況となっています。

このようなケースの課題を解決する仕組みとして、専門職や行政担当者の関与はもちろんのこと、地域住民それぞれが他人ごとを「我がこと」と変えるような働きかけや、複雑多様化した悩みを「丸ごと」受け止める場づくりを内容とする、互助をさらに充実させた「地域共生社会」の理念が生まれました。

この「地域共生社会」の理念に基づき、高齢者や障がい者、子どもも含めたすべての人々が、住み慣れた地域で人との関わりを重視し、また、維持しながら暮らすことができるような地域社会が必要とされていることから、本市としても「地域共生のまち」の実現を目指します。

図表 3-3 基本目標及び重点項目

基 本 目 標	(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	重 点 項 目	①介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ②地域別、小地域別の介護予防・重度化防止施策の取り組み、啓発活動の推進 ③リハビリ専門職の関与による介護予防・重度化防止施策の推進 ④介護サービス事業者・従事者との連携の強化
	(2) 健康寿命の延伸に向けた健康増進事業の推進		①企業、団体、法人等との連携と取り組みの推進 ②高齢者就労支援の推進 ③ボランティアなど社会貢献活動の推進 ④健康増進に関する情報発信、集いの場の推進 ⑤関係機関、市役所各部署との連携の強化
	(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進		①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の充実強化 ③生活支援体制整備事業の推進 ④地域ケア会議の充実強化 ⑤包括支援センター機能の充実
	(4) 「地域共生のまち」の推進		①地域住民との対話の推進（小地域座談会等） ②地域互助力の充実強化（企業・関係機関・ボランティア・法人等） ③地域課題の解決に向けた取り組みの推進（移動手段等） ④次世代の担い手への啓発活動の推進 ⑤ボランティア団体・仙北市社会福祉協議会との連携による地域ボランティア養成の推進

第4章 第7期施策の取り組み

第4章 第7期施策の取り組み

（１）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

①介護予防・日常生活支援総合事業の推進

地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの利用状況の分析、市民や介護事業者から意見を聞くなどして、これまでの事業を評価・検証するとともに、国・県の動向や法改正を踏まえ、介護予防事業の充実を図っていきます。

社会福祉協議会やボランティア団体、NPO団体等とも連携しながら、サービス内容や担い手の研修会を検討するなど、新たな担い手を発掘するため、様々な機会を利用し、介護予防・日常生活支援総合事業の理解・周知を図っていきます。担い手の確保や多様な活動支援を行い、サービスの充実を図ることにより、なんらかの支援を必要とする高齢者の、自立支援や要介護度の重度化防止を推進します。

②地域別、小地域別の介護予防・重度化防止施策の取り組み、啓発活動の推進

高齢者が本人のニーズに合ったサービスを適切に利用し、自立した生活を続けられるよう、「町内会等」・「地域集いの場」などを通して助言等を行うことにより、地域住民の介護予防・重度化防止の取り組みを進めるとともに、「地域ケア会議」等により介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。

③リハビリ専門職の関与による介護予防・重度化防止施策の推進

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による、地域住民への講話や相談会を社会福祉協議会やボランティア団体、NPO団体等とも連携しながら、サービス内容や担い手の研修会を検討するなど、新たな担い手を発掘するため、様々な機会企画・開催し、地域住民の介護予防・重度化防止を推進します。また、市内の福祉・介護施設や在宅系サービス事業者への、リハビリテーション等の指導及び助言の機会を計画し、サービス従事者等の質の向上を図っていきます。

④介護サービス事業者・従事者との連携の強化

介護サービス等の事業者・従事者と連携を図り、地域のより身近な相談及び助言場所として、積極的に地域の行事に参加するなどにより、地域住民と「顔の見える」関係づくりを推進します。

（２）健康寿命の延伸に向けた健康増進事業の推進

秋田県では、10年後の健康寿命日本一を目指して健康寿命の延伸に向けた取り組みを強化しています。本市としても、健康寿命を延ばすことは、医療費や介護費用の削減等にもつながる重要課題だと考えています。

何よりも高齢者本人にとって、健康寿命を延ばし地域で自立した生活を維持す

ることは、様々な意味で有意義であることから、健康寿命延伸の取り組みを強化するものです。

①企業、団体、法人等との連携と取り組みの推進

企業、団体、法人等と連携を図り、健康増進について理解を共有し、若い世代から健康増進について意識する体系をつくります。また、円滑に進める上で、商工会や関係機関との連携を推進します。

②高齢者就労支援の推進

◇シルバー人材センターとの連携

シルバー人材センターは、定年退職者など、原則として60歳以上の豊かな知識と経験・技能をもった市民に、能力に応じた臨時的・短期的な仕事を提供するとともに、ボランティア活動をはじめさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献しています。本市としても、シルバー人材センターと連携を強化し、高齢者の就労や社会貢献を推進します。

◇ハローワークとの連携

雇用推進機関であるハローワークと連携を図り、福祉関連機関や企業等と情報交換を行い、高齢者が安心して働ける場について情報提供を図ります。

③ボランティアなど社会貢献活動の推進

◇老人クラブ

地域包括ケアシステムを構築する上で、支え合う地域づくりが核となります。そのことから、老人クラブの役割がますます重要となるため、市としても仙北市老人クラブ連合会の支援と連携を推進します。

「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」をテーマに高齢者がもつ豊富な経験や知識・技能を生かして活躍できる場、趣味活動、多世代交流などの生きがい活動の場・集いの場として継続できるよう支援していきます。

④健康増進に関する情報発信、集いの場の推進

◇口腔機能の維持向上

歯科医師、介護事業所の職員、ケアマネジャー等に、歯科健診及び高齢者の口腔ケア等への理解を深めるための研修を行い、口腔ケアの必要な高齢者を適切な指導や治療につないでいくとともに、市民に対して高齢者の口腔ケア等の必要性を普及啓発していきます。

◇地域の健康づくり活動の支援

地域でできる簡単な介護予防として、「せんぼくよいとこ体操」の普及啓発活動を推進し、地域の自主活動グループなど普及に係る人材を計画的に養成し確保していきます。

また、地域包括ケアシステムを踏まえた地域の特色を生かした健康づくりを推進するために、保健課等の部署と連携を強化し、キャッチフレーズ等も作成し、

普及啓発や機会の提供などに取り組んでいきます。

◇生涯スポーツの推進

平成29年度開催のねんりんピック「ウォークラリー交流大会」や、2020年の東京オリンピック開催などにより、市民のスポーツに対する気運も高まることが予測されます。それらを機に、教育委員会や公民館事業などと連携を図り、いつでも誰でもスポーツに親しみ、健康を維持して過ごせる地域を目指します。

⑤関係機関、市役所各部署との連携の強化

関係部署や機関と連携し、市民の健康状況の把握に努め、施策等に反映していきます。また、健康に関する意識はあっても実践につながらない人などが、主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、市民一人ひとりが何かひとつ健康に良いことを生活の中に加えられるよう、様々な健康づくりの機会を通じて働きかけを行います。

（３）地域包括ケアシステムの深化・推進

①在宅医療・介護連携の推進

◇地域包括ケアシステムの構築をめざす取り組みの一環として、市民が安心して望む場所で療養生活をおくることができる体制を整備するため、医療職・介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会で、本市の医療・介護提供体制のあるべき姿（目標）や、進め方の全体像を協議・共有し、在宅医療・介護連携推進事業を推進します。

◇医療と介護の両方を必要とする高齢者に、適切な医療と介護が提供されるよう、医療職は市民の生活や介護面を考え、介護職は市民の心身の状態を医療面も含めて正しく知ることができるよう、医療職と介護職等が、お互いの専門性や役割を学ぶための手段として、多職種連携研修等の取り組みの充実を図ります。

◇多職種間で「顔の見える関係」から「こころの通う関係」へと深化できるような研修会の企画を考え、連携の質の向上に努めます。

②認知症施策の充実強化

◇認知症施策検討委員会や初期集中支援チームの充実化を図っていきます。

◇オレンジカフェの普及・増設や既存のカフェへの運営支援などにより、集いの場づくりを推進します。

◇認知症予防については、知的活動と有酸素運動を組み合わせた認知症予防プログラムを企画・検討し、地域の自主活動組織や認知症の方に関係する方々、市民と連携しながら、認知症予防施策の充実を図っていきます。

◇認知症の重度化予防の取り組みとして、一般高齢者や軽度認知症の人への対応として、発症予防やリハビリテーションモデル等の先進的な取り組み等について情報を収集し、早期対応、早期支援の充実化を図ります。

◇各地区で医師の講話と個別相談を組み合わせた、啓発型の講演会等を実施し、より身近な場所で、認知症について学ぶ機会と相談できる体制づくりに取り組み

ます。

◇自動車運転に関する相談や運転免許の自主返納の周知、認知機能低下による様々な生活の問題への対応について、警察と連携を図りながら、早期対応・早期支援を進めます。

◇認知症サポーターの養成や認知症の予防啓発に取り組むとともに、認知症サポーターステップアップ研修を実施し、認知症カフェの運営ボランティア等、認知症状のある高齢者やその家族を支える地域人材を育成していきます。

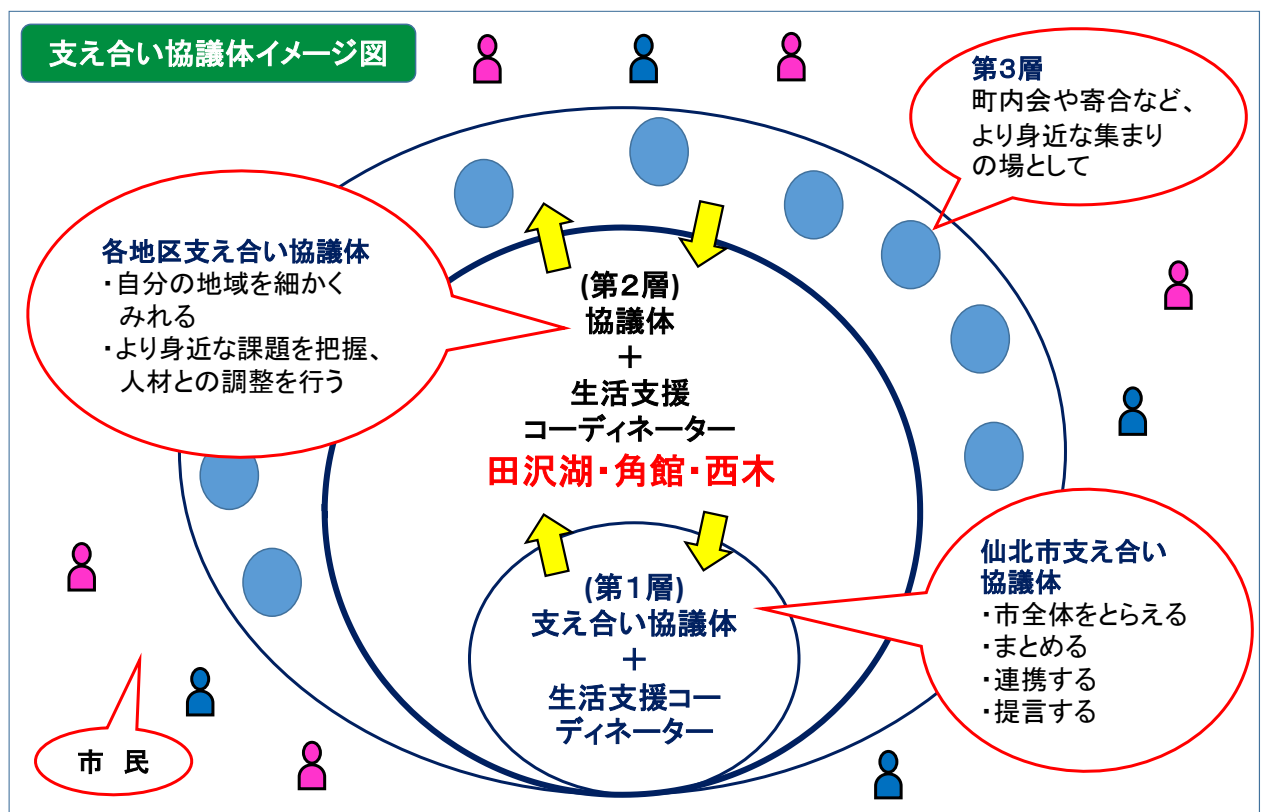
③生活支援体制整備事業の推進

第6期計画期間では、「つながり・ふれあい 広がる仙北市」を目指して、平成28年4月に仙北市全体としての、「仙北市支え合い協議体」の設置及び生活支援コーディネーターを配置しました。平成29年9月には、田沢湖・角館・西木3地区別に仙北市社会福祉協議会に委託して、「田沢湖地区支え合い協議体」・「角館地区支え合い協議体」・「西木地区支え合い協議体」を設置及び地区別に生活支援コーディネーターを配置しました。

第7期計画では、地区別協議体の充実強化を図り、更には「仙北市支え合い協議体」及び生活支援コーディネーター同士の連携を推進します。また、地域住民にとって、より身近な小地域での「支え合い協議体」の設置が必要か否かについても検討を図ります。

また、生活支援は、地域での支え合いが核をなすことから、各「支え合い協議体」と「生活支援コーディネーター」、行政とが協働で、地域住民と対話の機会をつくり、顔の見える関係を築き、目指す地域像に向かって取り組みを推進します。

図表 4-1 支え合い協議体及び生活支援コーディネーターのイメージ図



◇仮称「地域ふれ合い弁当」の検討

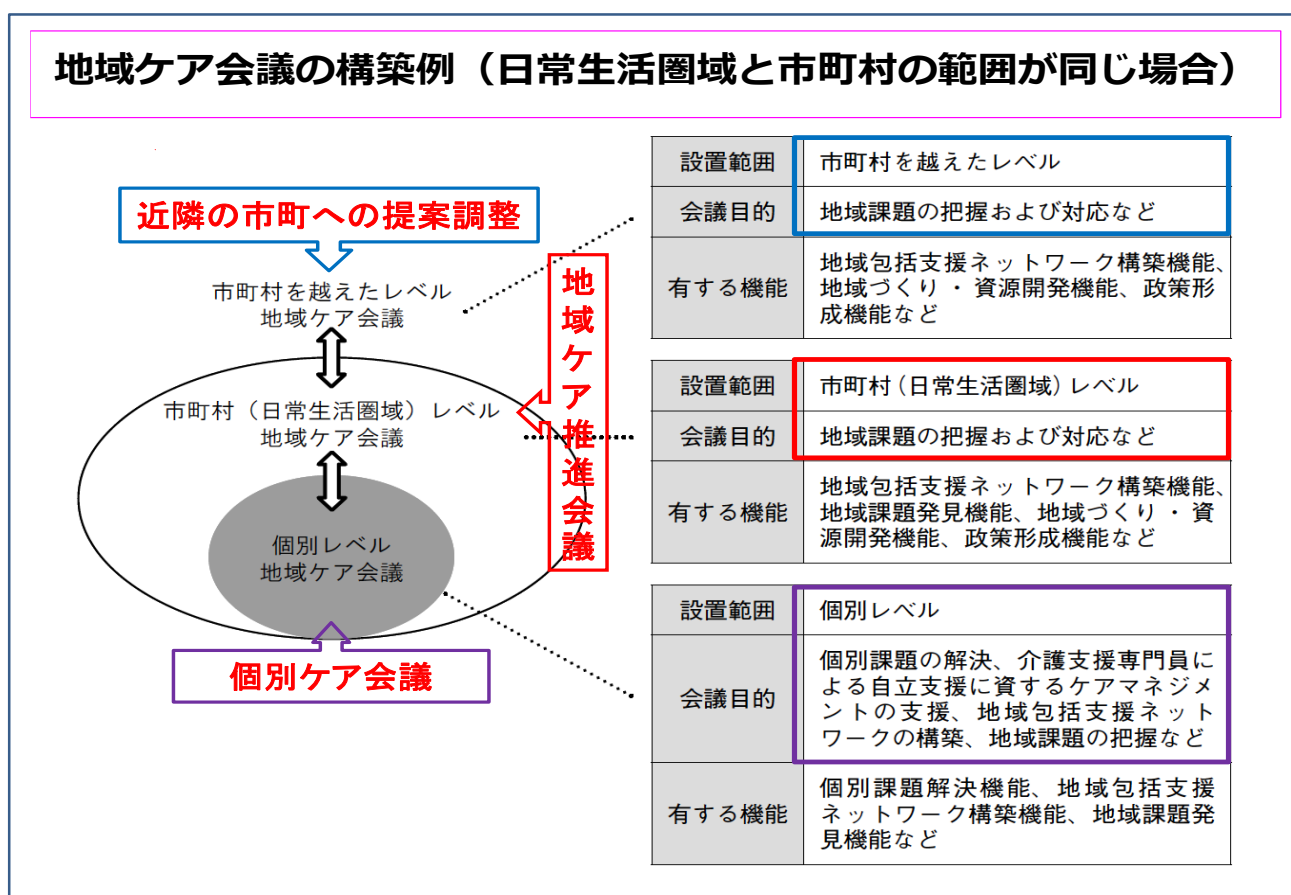
地域の「集いの場」、「社会参加の場」、「多世代交流の場」、そして高齢者等の栄養管理や安否確認にも繋がるような「地域ふれ合い弁当づくり」を目指して、地域の婦人会や調理好きな住民等、子どもから高齢者までが協働で行える地域事業について、支え合い協議体や関係機関及び行政等で、「配食サービス事業」との関連性も含め実現に向けて検討を進めます。

④地域ケア会議の充実強化

本市の地域ケア会議は、平成27年度まではケアスタッフ会議として進めてきました。その後、地域ケア会議として市内各地域で開催しています。個別ケア会議の個人の課題を積み重ねた結果として、地域の課題が明確化され、地域課題の解決に向けて話し合う場が「地域ケア推進会議」です。

第7期計画では、早期に「地域ケア推進会議」を設置し、地域の課題解決に向け取り組みを進めます。解決に至らない地域課題については、「地域ケア推進会議」として、行政や関係機関等へ新たな施策や事業、サービスの創設などについて提言し、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。

図表 4-2 地域ケア会議の説明図



⑤包括支援センター機能の充実

本市は広大な面積がありますが、包括支援センターは西木庁舎に1カ所の設置となっています。市民にとっては、直接、包括支援センターの窓口で相談や手続

きをすることが困難な地域があります。また、包括支援センター職員が訪問相談等で地域に出向く際も、動線が長いため、市民にご迷惑をおかけする場合があります。このようなことなどから、平成33年度には田沢湖地区に包括支援センターを1カ所増設することを検討し、第7期に準備を進めることとしています。

また、包括支援センターの職員体制として、第7期にリハビリテーション専門職の配置や栄養管理専門職の配置を検討し、リハビリテーション及び栄養面等の支援を推進したいと考えています。

（４）「地域共生のまち」の推進

①地域住民との対話の推進（小地域座談会等）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に加え、認知症状のある人が年々増加する中、振り込め詐欺等の消費者被害や地震等の自然災害、孤立死等から高齢者を守るためには、地域で支えあう仕組みづくりを進める必要があります。

そのために、「小地域座談会」等を計画し、地域住民との意見交換や情報交換の場を設けます。

②地域互助力の充実強化（企業・関係機関・ボランティア・法人等）

空き家等を活用した「集いの家」など、高齢者や子育て、地域交流の場づくりを支援するなど、市民・企業・事業者・その他関係機関団体等と協働したネットワークづくりや「地域共生のまち」づくりを進め、支援が必要な方を支えていくことができる環境づくりを推進し、次世代へと継承していきます。

③地域課題の解決に向けた取り組みの推進（移動手段等）

地域課題の解決に向けては、「地域ケア会議」で地域課題の明確化を図り、「地域ケア推進会議」で取り組みを進めていきます。また、解決に向けては、関係機関等との連携が不可欠です。

更には、地域包括ケアシステム構築に向けた、包括支援センターの他事業との連携や行政内での横断的な連携により、取り組みを推進していきます。

◇地域課題として現に明らかになっている移動手段について

本市は、広大な面積があり移動の動線が長く、また、公共交通機関のない地域があるため、移動手段については高齢者のみならず、市民の共通課題として捉えています。移動手段は、通院・通学・買い物・就労など、生活していく上で重要かつ必要不可欠なものです。

本市として、周回バスやデマンドタクシー、公用車活用等の施策を展開していますが、今後は交通弱者（移動手段を持たない人）が増加することが予測されるため、総務・財政・医療・保健・福祉等行政の横断的な取り組みとして、移動支援係といった担当等の設置について検討し、また、交通関係機関や企業、その他関係者とも連携を図り、市全体として解決策の具体化に向けて取り組みます。更には、地域の支え合いとしての移動方法について、包括支援センターで進めている生活支援体制整備事業中の、仙北市支え合い協議体や地区別支え合い協議体

及び生活支援コーディネーター間で、地域住民の移動手段について検討し、取り組みの具体化について推進しています。

④次世代の担い手への啓発活動の推進

平成28年度から、市内全小中学校、教育委員会等、関係者のご協力を得て、包括支援センターの業務として、市内の全小中学校の生徒さんを中心に「認知症サポーター養成講座」を開催しています。この事業は、地域で「認知症の人と家族にとって、やさしい地域づくり」を進める一環として行っているものです。少年期・青年期から地域の支え合いについて、学んだり体感したりすることで、次世代を担う市民としての「自覚」や「地域の人々との結びつき、つながり」を促進するものです。

第7期では更に深化させ、「次世代の担い手」として、成長する期間の支援を推進し、認知症サポーターの養成に限らず、仙北市総合計画の基本理念である「健やかに美しく輝くまち」、そして健康福祉医療部門の基本目標である「優しさにあふれ健やかに暮らせるまち」の一員を育成します。

◇具体的には、教育委員会や小・中・高校PTA等関係者と行政等で協議及び連携を図り、小学生・中学生・高校生向けの「次世代の担い手」養成講座の企画、「次世代の担い手」パンフレット等の作成配布により、次世代育成を推進します。

⑤ボランティア団体・仙北市社会福祉協議会との連携による地域ボランティアの養成の推進

仙北市社会福祉協議会は、地域福祉の先駆者としてボランティア養成事業を進めています。また、包括支援センターでも生活支援体制整備事業の中で、地域ボランティアの養成を進めることになっています。同じような事業をそれぞれに進めるのではなく、一緒に進めることを検討し、平成29年度から「担い手養成講座」を共催することとしました。今後も相互に連携し、地域ボランティアの養成や地域人材の発掘、ボランティアスキルアップ講座などを、ボランティア協議会とも連携を図りながら推進します。

仙北市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 仙北市における豊かな地域社会の実現を目指し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく高齢者福祉計画の策定及び改定に関し、広く意見を聴取するため、仙北市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 仙北市高齢者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 介護保険サービス事業所関係者
- (3) 各種団体の代表
- (4) 被保険者代表
- (5) 行政機関職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該計画策定終了時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務をつかさどる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、長寿支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行月日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(仙北市老人福祉計画策定委員設置要綱の廃止)

2 仙北市老人福祉計画策定委員会設置要綱（平成20年7月1日決裁）は、廃止する。

第 7 期仙北市高齢者福祉計画策定委員名簿

	団体・施設名等	氏 名	分 野
1	仙北市西明寺診療所 所長	◎市川 晋一	(1)医療
2	社会福祉法人 仙北市社会福祉協議会 事務局長	細川 義彦	(1)福祉
3	社会福祉法人 県南ふくし会 特別養護老人ホーム清流苑 施設長	大牧 孝子	(2)介護
4	社会福祉法人 こまくさ苑 事務長	太田 和彦	(2)介護
5	有限会社 白岩の郷 グループホーム花みづき・ひまわり統括管理者	長澤 早恵	(2)介護
6	仙北市老人クラブ連合会 副会長	赤倉 正男	(3)団体
7	仙北市ボランティア連絡協議会	小松 龍子	(3)団体
8	被保険者代表 (第 1 号被保険者)	細川 道子	(4)被保険者
9	被保険者代表 (第 2 号被保険者) 仙北市民生児童委員協議会 会長	○高藤 孝子	(4)被保険者
10	大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所 認定調査班 副主幹	草薨まゆみ	(5)行政
11	仙北市医療局 局長 兼仙北市市民福祉部 医療連携政策監	高橋 信次	(5)行政
12	仙北市市民福祉部次長兼 社会福祉課長	浅利 浩子	(5)行政
13	仙北市市民福祉部次長兼 保健課長	佐藤 義一	(5)行政
14	仙北市包括支援センター 所長補佐	吉村美由喜	(5)行政

◎会長 ○副会長

事 務 局

	所 属	役 職	氏 名
1	長寿支援課	課 長	浅 利 和 磨
2	〃	参 事	高 橋 重 悦
3	〃	係 長	柏 谷 友 美
4	〃	主 査	青 山 昌 宏

～表紙マークについて～

マーク全体は、幸運を呼ぶと言われる「四つ葉のクローバー」をイメージしています。葉の色は、仙北市の市章３色（深緑色、藍色、桜色）と、幸せをイメージする黄色の４色から構成されています。

深緑色の葉は地域を、藍色の葉はスマイルで笑顔を、桜色の葉はハートで安心を、黄色の葉は手を取り合って支え合いを、それぞれ表現しており、本計画の理念である、地域で「笑顔・安心・支え合い」を意味しています。

（作：佐々木 崇子）

仙北市高齢者福祉計画

～ 笑顔 安心 支え合い ～

平成３０年３月 発行

発 行 秋田県仙北市

編 集 仙北市市民福祉部 長寿支援課

〒 ０１４－０５９２ 仙北市西木町上荒井字古堀田４７番地

電 話 ０１８７－４３－２２８１

FAX ０１８７－４７－２１１６

仙北市ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>

